

海区漁場計画 (別表)

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
				区域	基点	点				
共第一号	第1種共同漁業 たこ漁業 第2種共同漁業 雑魚建網漁業 かに建網 あなごたつ あなごつか いかたま かにたか	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで " " " " 3月20日から5月31日まで 1月1日から12月31日まで " "	中津市から豊後高田市に至る間の地先	基点第1153号、基点第60号、イ、ロ、ハ及び基点第61号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域であって、区域1及び2を除いた区域。ただし、黒川にあっては宇佐市大字乙女新田字塩浜田9番3号の東南端と宇佐市大字順風新田字黒川添117番地南西端とを結んだ直線まで、駅館川にあっては宇佐市貴船町小松橋左岸下流端と宇佐市大字長洲小松橋右岸下流端とを結んだ直線まで、桂川にあっては豊後高田市桂橋左岸上流端と桂小橋右岸上流端とを結んだ直線までとする。	基点第 58 号 中津市小祝漁港の旧突堤の先端の跡に設置した標識 基点第 60 号 山国川山国橋の下流側中央 基点第 61 号 豊後高田市と国東市との境界の標識 基点第 1153 号 中津市山国川山国橋右岸下流端	イ 基点第58号から296度20分80メートルの点 ロ イから6度15分17,000メートルの点 ハ 基点第61号から342度40分30秒9,940メートルの点	1 昭和38年3月29日付大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。 (1及び2は以下共同漁業において同じ。ただし、第3種共同漁業のみの場合を除く。)	中津市、宇佐市及び豊後高田市	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで (以下共同漁業において同じ。)	共第一号

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号
	漁 業 の 種 類 及 び 名 称	漁 業 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域						
				区 域	基 点	点				
共 第 四 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	宇佐市大字江須賀から豊後高田市呉崎に至る間の地先	基点第63号、イ、ロ及び基点第64号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、黒川にあつては宇佐市大字乙女新田字塩浜田9番3号の南東端と宇佐市大字順風新田字黒川添117番地南西端とを結んだ直線まで、駅館川にあつては宇佐市貴船町小松橋左岸下流端と宇佐市大字長洲小松橋右岸下流端とを結んだ直線まで、桂川にあつては豊後高田市桂橋左岸上流端と桂小橋右岸上流端とを結んだ直線までとする。	基点第 63 号	宇佐市黒川橋の東側橋脚下流側中央	イ 基点第63号から3度5,000メートルの点	宇佐市大字江須賀、大字住江、大字神子山新田、大字郡中新田、大字高砂新田、大字順風新田、貴船町、子安町、住吉町、沖須町、大字下乙女、大字長洲、大字蜷木、大字松崎、大字西大堀、大字佐々礼、大字岩保新田、大字久兵衛新田、大字北鶴田新田及び南鶴田新田並びに豊後高田市(中真玉、西真玉、大平、城前、大岩屋、黒土、白野、香々地、見目、上香々地、夷、小畑、堅来及び羽根を除く。)		共 第 四 号
	なまこ漁業				基点第 64 号	豊後高田市西国東千拓第二工区北東端	ロ 基点第64号から317度1,600メートルの点			
	えむがい									
	とりが									
	まてが									
	おふきが									
	ばか									
	あさ									
	しは									
	かま									
	かいら									
	あか									
	ぼめ									
	つに									
	いぎ				1月1日から9月30日まで					
	おご				1月1日から12月31日まで					
	むか	2月1日から5月31日まで								
ひじ	11月1日から翌年6月30日まで									
もず	1月1日から5月31日まで									
あお	10月1日から翌年4月30日まで									
ひと	11月1日から翌年4月30日まで									
第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで									
雑魚ます										網漁業
雑魚建										干網
うなぎ										つか

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号
	漁 業 の 種 類 及 び 名 称	漁 業 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域						
				区 域	基 点	点				
共 第 六 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	豊後高田市香々地、 見目、上香々地、 夷、小畑、堅来及び 羽根の地先	基点第65号、イ、 ロ、ハ及び基点第 61号の各点を順次 に結んだ直線と最 大高潮時海岸線と によって囲まれた 区域	基点第 61 号 豊後高田市と国東 市との境界の標識	イ 基点第65号から 313度2,000メー トルの点	豊 後 高 田 市 香 々 地、 見 目、 上 香 々 地、 夷、 小 畑、 堅 来 及 び 羽 根			
	うまに漁業	"			基点第 65 号 豊後高田市臼野と 同市堅来との境界 の標識	ロ 基点第66号から 308度3,000メー トルの点				
	なりがこい	"				基点第 66 号 豊後高田市松津宇 ミチズカ西端				
	とりがい	"								ハ 基点第61号から 342度40分30秒 6,940メートルの点
	まがしい	"								
	てがしい	"								
	ばかぐい	"								
	みるく	"								
	あさり	"								
	はかき	"								
	かいらぎ	"								
	あかがい	"								
	ぼたが	"								
	つめたが	"								
	にさし	"								
	えなび	"								
	あいわび	"								
	いぎす	1月1日から9月30日まで								
	おのぐさ	1月1日から12月31日まで								
	てんぐ	4月1日から8月19日まで								
ひじき	11月1日から翌年6月30日まで									
わかめ	1月1日から7月31日まで									
もかず	1月1日から5月31日まで									
あおくり	10月1日から翌年4月30日まで									
ひとぐさ	11月1日から翌年4月30日まで									
第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで									
雑魚ます網	"									
雑魚建網	"									
うなぎかご	"									

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号			
	漁業の種類及び名	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域									
				区域	基 点	点							
共第九号	第1種共同漁業		国東市国東町の地先	基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 71 号 国東市国見町と同市国東町との境界	イ 基点第71号から62度6,000メートルの点	国東市国東町		共第九号				
	うなまいせえむ	1月1日から12月31日まで			基点第 76 号 国東市国東町北江字清水3347番地の3尾本橋河口側の中央	ロ 基点第76号から58度6,000メートルの点							
	たりがとま				基点第 77 号 国東市国東町と同市武蔵町との境界	ハ 基点第77号から86度6,000メートルの点							
	ばかみ												
	あさ												
	うちむらさき												
	はまぐ												
	かいらが												
	あばい												
	にさ												
	にあと												
	いおむ	3月1日から9月30日まで											
	かふて	1月1日から12月31日まで											
	ふんぐ	2月1日から5月31日まで											
	ひわも	1月1日から6月30日まで											
	あひ	4月1日から8月19日まで											
		11月1日から翌年6月30日まで											
		1月1日から7月31日まで											
		12月1日から翌年4月30日まで											
		10月1日から翌年4月30日まで											
		11月1日から翌年4月30日まで											
	第2種共同漁業												
	雑魚ま建	3月1日から12月31日まで											
	雑魚建												
	えび建												
	雑魚建	1月1日から12月31日まで											
	雑魚たつ												
雑魚つか													
雑魚にか													
雑魚にか													

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
				区域	基点	点				
共第十二号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	杵築市大字狩宿及び大字奈多の地先	基点第79号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点第81号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第79号 国東市と杵築市との境界	イ 基点第79号から108度6,000メートルの点	杵築市大字狩宿及び大字奈多		共第十二号	
	うなしまに漁業					ロ 基点第80号から153度1,700メートルの点				
	いなしやここ					基点第80号 杵築市大字狩宿臼石鼻				ハ 基点第81号から185度3,200メートルの点
	いせえび					基点第81号 杵築市大字狩宿と大字守江との境界(黒石)				ニ 基点第81号から214度2,150メートルの点
	えむがしい									
	とりがいい									
	ばかがい									
	みさくいり									
	うちむらさきがい									
	はまぐり									
	かたらぎ									
	あかがい									
	にさしえ									
	にあなび									
	いとぶし									
	いぎのり					3月1日から8月31日まで				
	おごのり					1月1日から12月31日まで				
	むかぐさ					2月1日から5月31日まで				
	てんだわ					4月1日から8月19日まで				
	ほんじかき					1月1日から12月31日まで				
ひじかき	12月1日から翌年6月30日まで									
わかずめ	"									
もかずめ	"									
ひとえぐさ	1月1日から4月30日まで									

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号					
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域											
				区域	基点	点									
共第十三号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	杵築市大字守江の地先	基点第81号、イ、ロ、ハ及び基点第34号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 34 号	杵築市大字守江と大字大内との境界(排水口)	イ	基点第81号から214度2,150メートルの点	杵築市大字守江						
					基点第 81 号	杵築市大字狩宿と大字守江との境界(黒石)	ロ	基点第82号と基点第690号とを結んだ直線の中央点							
						基点第 82 号	杵築市守江港灯標	ハ			基点第34号と基点第1160号とを結んだ直線の中央点				
						基点第 690 号	杵築市大字熊野字浪崎1238番地の黒岩鼻の標識								
						基点第 1160 号	杵築市大字南杵築高山川埋立地北東端								
	うな				にこ	漁業									
	ま				こ	"									
	い				せ	え	"								
	え				む	が	"								
	と				り	が	"								
	ま				て	が	"								
	ば				か	が	"								
	あ				み	さ	"								
	い				そ	し	"								
	は				ま	じ	"								
	か				あ	が	"								
	あ				ば	い	"								
	に				さ	し	"								
	に				ざ	え	"								
	あ				わ	な	"								
い	こ	ぶ	"												
お	ぎ	し	"												
お	ご	の	"												
む	か	り	"												
て	ん	さ	"												
あ	ま	り	"												
ほ	ん	ら	"												
ひ	だ	き	"												
わ	じ	め	"												
も	か	く	"												
あ	お	の	"												
ひ	と	え	"												

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
				区域	基点	点				
共第十四号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	杵築市大字南杵築から大字熊野に至る間の地先	基点第34号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びトの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、八坂川にあつては錦江橋上流端まで、高山川にあつては永代橋上流端までとする。	基点第 34 号	杵築市大字守江と大字大内との境界(排水口)	イ 基点第34号と基点第1160号とを結んだ直線の中央点	杵築市大字南杵築、大字杵築、大字大内、大字片野及び大字熊野		共第十四号
	うまに漁業				基点第 81 号	杵築市大字狩宿と大字守江との境界(黒石)	ロ 基点第82号と基点第690号とを結んだ直線の中央点			
	ないまに漁業				基点第 82 号	杵築市守江港灯標	ハ 基点第81号から214度2,150メートルの点			
	いせえむがしい漁業				基点第 83 号	杵築市大字熊野加貫崎の標識	ニ 基点第81号から185度3,200メートルの点			
	えむがしい漁業				基点第 690 号	杵築市大字熊野字浪崎1238番地の黒岩鼻の標識	ホ 基点第83号から133度1,700メートルの点			
	とりがしい漁業				基点第 1160 号	杵築市大字南杵築高山川埋立地北東端	ヘ トの点から173度1,700メートルの点			
	まてがしい漁業				基点第 1302 号	杵築市と速見郡日出町との境界	ト 基点第1302号から212度37分9.731メートルの点			
	ばかがい漁業									
	みさくい漁業									
	あさきがい漁業									
	うちむらさきがい漁業									
	いそしじみりきぎい漁業									
	はまぐきぎい漁業									
	かたらがしい漁業									
	あばがしい漁業									
	にさげえなびし漁業									
	あわなびし漁業									
	いこぶし漁業				3月1日から8月31日まで					
	いおぎのり漁業				1月1日から12月31日まで					
	おむかでのり漁業				2月1日から5月31日まで					
てかんでのり漁業	4月1日から8月19日まで									
あまのり漁業	11月1日から翌年4月30日まで									
ほんだわらき漁業	1月1日から12月31日まで									
ひんじわらき漁業	12月1日から翌年6月30日まで									
わかめ漁業	1月1日から6月30日まで									
もかず漁業	12月1日から翌年6月30日まで									
あおのり漁業	9月1日から翌年5月31日まで									
ひとえぐさ漁業	1月1日から4月30日まで									

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
				区域	基点	点				
共第十五号	第1種共同漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで	杵築市の地先	基点第79号、イ、ロ、ハ、ニ及びホの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、八坂川にあつては錦江橋上流端まで、高山川にあつては永代橋上流端までとする。	基点第 79 号	国東市と杵築市との境界	イ 基点第79号から108度6,000メートルの点	杵築市		共第十五号
	第2種共同漁業 雑魚ます網漁業	1月1日から12月31日まで			基点第 80 号	杵築市大字狩宿臼石鼻	ロ 基点第80号から153度1,700メートルの点			
	雑魚建網	〃			基点第 83 号	杵築市大字熊野加貫崎の標識	ハ 基点第83号から133度1,700メートルの点			
	雑魚建網	〃			基点第 1302 号	杵築市と速見郡日出町との境界	ニ ホの点から173度1,700メートルの点			
	えび建網	〃					ホ 基点第1302号から212度37分9.731メートルの点			
	雑魚たま	〃								
	雑魚つか	〃								
	雑魚かたま	〃								
	いかに	3月25日から6月30日まで								
	かに	1月1日から12月31日まで								

漁場計画番号	免許の内容					条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
				区域	基点					点
	<p>2 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域</p> <p>(イ) 別府港海岸のヶ浜地区(養浜ヶ所)の階段式護岸工南端の胸壁上の工事 用水準点(H=4,987メートル)から68度30分31メートルの点</p> <p>(ロ) (イ)から 87度(磁針方位) 64メートルの点 (ハ) (ロ)から 354度(磁針方位) 100メートルの点 (ニ) (ハ)から 84度(磁針方位) 20メートルの点 (ホ) (ニ)から 354度(磁針方位) 35メートルの点 (ヘ) (ホ)から 264度(磁針方位) 20メートルの点 (ト) (ヘ)から 354度(磁針方位) 85メートルの点 (チ) (ト)から 84度(磁針方位) 20メートルの点 (リ) (チ)から 354度(磁針方位) 35メートルの点 (ヌ) (リ)から 264度(磁針方位) 20メートルの点 (ル) (ヌ)から 354度(磁針方位) 100メートルの点 (ヲ) (ル)から 265度30分(磁針方位) 67メートルの点</p> <p>3 基点第1078号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び基点第1079号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点第1078号 別府市北浜1丁目818番地386の地先 ヨットハーバー南側石積式護岸の東端最上段の標識(ベンチマーク+4,447メートル)</p> <p>基点第1079号 別府市北浜2丁目818番地71の地先 ヨットハーバー防波堤基点上部工天端中央の測量鉞から東防波堤の南141メートルの点</p> <p>(イ) 基点第1078号から 0度 9.5メートルの点 (ロ) 基点第1078号から 96度 27メートルの点 (ハ) 基点第1078号から 79度 40メートルの点 (ニ) 基点第1078号から 87度30分 37.5メートルの点 (ホ) 基点第1078号から 90度 51.5メートルの点 (ヘ) 基点第1078号から 84度 62メートルの点 (ト) 基点第1079号から122度 40メートルの点 (チ) 基点第1079号から 71度 17.5メートルの点 (リ) 基点第1079号から 93度 17メートルの点</p>									

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号																																																																																																																																		
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域																																																																																																																																								
				区域	基点	点																																																																																																																																						
<p>区域</p> <p>1 次の(201)から(231)までの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基準点Bは仏崎記念碑</p> <table border="0"> <tr> <td>(201)はBより</td> <td>275° 04' 08"</td> <td>1,020.2mの点</td> <td>(218)はBより</td> <td>293° 44' 34"</td> <td>306.9mの点</td> </tr> <tr> <td>(202)はBより</td> <td>279° 05' 30"</td> <td>1,021.7mの点</td> <td>(219)はBより</td> <td>295° 23' 21"</td> <td>317.8mの点</td> </tr> <tr> <td>(203)はBより</td> <td>280° 11' 12"</td> <td>1,023.0mの点</td> <td>(220)はBより</td> <td>296° 30' 40"</td> <td>313.1mの点</td> </tr> <tr> <td>(204)はBより</td> <td>281° 52' 30"</td> <td>1,011.1mの点</td> <td>(221)はBより</td> <td>315° 34' 53"</td> <td>261.6mの点</td> </tr> <tr> <td>(205)はBより</td> <td>283° 22' 53"</td> <td>969.4mの点</td> <td>(222)はBより</td> <td>314° 29' 24"</td> <td>248.1mの点</td> </tr> <tr> <td>(206)はBより</td> <td>283° 15' 12"</td> <td>907.5mの点</td> <td>(223)はBより</td> <td>320° 25' 32"</td> <td>240.7mの点</td> </tr> <tr> <td>(207)はBより</td> <td>282° 30' 45"</td> <td>908.0mの点</td> <td>(224)はBより</td> <td>321° 09' 04"</td> <td>254.4mの点</td> </tr> <tr> <td>(208)はBより</td> <td>282° 19' 07"</td> <td>846.7mの点</td> <td>(225)はBより</td> <td>332° 38' 44"</td> <td>248.1mの点</td> </tr> <tr> <td>(209)はBより</td> <td>283° 06' 14"</td> <td>846.2mの点</td> <td>(226)はBより</td> <td>350° 41' 05"</td> <td>223.6mの点</td> </tr> <tr> <td>(210)はBより</td> <td>282° 32' 01"</td> <td>656.5mの点</td> <td>(227)はBより</td> <td>359° 00' 27"</td> <td>221.0mの点</td> </tr> <tr> <td>(211)はBより</td> <td>281° 28' 24"</td> <td>657.2mの点</td> <td>(228)はBより</td> <td>11° 43' 00"</td> <td>207.3mの点</td> </tr> <tr> <td>(212)はBより</td> <td>281° 04' 43"</td> <td>594.3mの点</td> <td>(229)はBより</td> <td>15° 49' 58"</td> <td>195.2mの点</td> </tr> <tr> <td>(213)はBより</td> <td>282° 12' 28"</td> <td>592.8mの点</td> <td>(230)はBより</td> <td>27° 40' 43"</td> <td>171.8mの点</td> </tr> <tr> <td>(214)はBより</td> <td>285° 30' 52"</td> <td>536.9mの点</td> <td>(231)はBより</td> <td>49° 04' 24"</td> <td>155.7mの点</td> </tr> <tr> <td>(215)はBより</td> <td>286° 44' 40"</td> <td>470.7mの点</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(216)はBより</td> <td>290° 20' 55"</td> <td>343.2mの点</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(217)はBより</td> <td>289° 25' 05"</td> <td>328.4mの点</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 基点第92号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(ト)の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点第92号 大分市大分川河口左岸護岸角から298度45メートルの点 基点第316号 大分臨海工業地帯5号地北東端 基点第317号 大分臨海工業地帯5号地大分港住吉東防波堤灯台 基点第318号 大分臨海工業地帯5号地大分港住吉西防波堤灯台</p> <table border="0"> <tr> <td>(イ)</td> <td>基点第316号から</td> <td>51度</td> <td>200メートルの点</td> </tr> <tr> <td>(ロ)</td> <td>基点第317号から</td> <td>61度</td> <td>550メートルの点</td> </tr> <tr> <td>(ハ)</td> <td>基点第317号から</td> <td>51度</td> <td>50メートルの点</td> </tr> <tr> <td>(ニ)</td> <td>基点第317号から</td> <td>0度</td> <td>50メートルの点</td> </tr> <tr> <td>(ホ)</td> <td>基点第318号から</td> <td>287度</td> <td>60メートルの点</td> </tr> <tr> <td>(ヘ)</td> <td>基点第319号から</td> <td>320度</td> <td>290メートルの点</td> </tr> <tr> <td>(ト)</td> <td>基点第319号から</td> <td>242度</td> <td>50メートルの点</td> </tr> </table>											(201)はBより	275° 04' 08"	1,020.2mの点	(218)はBより	293° 44' 34"	306.9mの点	(202)はBより	279° 05' 30"	1,021.7mの点	(219)はBより	295° 23' 21"	317.8mの点	(203)はBより	280° 11' 12"	1,023.0mの点	(220)はBより	296° 30' 40"	313.1mの点	(204)はBより	281° 52' 30"	1,011.1mの点	(221)はBより	315° 34' 53"	261.6mの点	(205)はBより	283° 22' 53"	969.4mの点	(222)はBより	314° 29' 24"	248.1mの点	(206)はBより	283° 15' 12"	907.5mの点	(223)はBより	320° 25' 32"	240.7mの点	(207)はBより	282° 30' 45"	908.0mの点	(224)はBより	321° 09' 04"	254.4mの点	(208)はBより	282° 19' 07"	846.7mの点	(225)はBより	332° 38' 44"	248.1mの点	(209)はBより	283° 06' 14"	846.2mの点	(226)はBより	350° 41' 05"	223.6mの点	(210)はBより	282° 32' 01"	656.5mの点	(227)はBより	359° 00' 27"	221.0mの点	(211)はBより	281° 28' 24"	657.2mの点	(228)はBより	11° 43' 00"	207.3mの点	(212)はBより	281° 04' 43"	594.3mの点	(229)はBより	15° 49' 58"	195.2mの点	(213)はBより	282° 12' 28"	592.8mの点	(230)はBより	27° 40' 43"	171.8mの点	(214)はBより	285° 30' 52"	536.9mの点	(231)はBより	49° 04' 24"	155.7mの点	(215)はBより	286° 44' 40"	470.7mの点				(216)はBより	290° 20' 55"	343.2mの点				(217)はBより	289° 25' 05"	328.4mの点				(イ)	基点第316号から	51度	200メートルの点	(ロ)	基点第317号から	61度	550メートルの点	(ハ)	基点第317号から	51度	50メートルの点	(ニ)	基点第317号から	0度	50メートルの点	(ホ)	基点第318号から	287度	60メートルの点	(ヘ)	基点第319号から	320度	290メートルの点	(ト)	基点第319号から	242度	50メートルの点
(201)はBより	275° 04' 08"	1,020.2mの点	(218)はBより	293° 44' 34"	306.9mの点																																																																																																																																							
(202)はBより	279° 05' 30"	1,021.7mの点	(219)はBより	295° 23' 21"	317.8mの点																																																																																																																																							
(203)はBより	280° 11' 12"	1,023.0mの点	(220)はBより	296° 30' 40"	313.1mの点																																																																																																																																							
(204)はBより	281° 52' 30"	1,011.1mの点	(221)はBより	315° 34' 53"	261.6mの点																																																																																																																																							
(205)はBより	283° 22' 53"	969.4mの点	(222)はBより	314° 29' 24"	248.1mの点																																																																																																																																							
(206)はBより	283° 15' 12"	907.5mの点	(223)はBより	320° 25' 32"	240.7mの点																																																																																																																																							
(207)はBより	282° 30' 45"	908.0mの点	(224)はBより	321° 09' 04"	254.4mの点																																																																																																																																							
(208)はBより	282° 19' 07"	846.7mの点	(225)はBより	332° 38' 44"	248.1mの点																																																																																																																																							
(209)はBより	283° 06' 14"	846.2mの点	(226)はBより	350° 41' 05"	223.6mの点																																																																																																																																							
(210)はBより	282° 32' 01"	656.5mの点	(227)はBより	359° 00' 27"	221.0mの点																																																																																																																																							
(211)はBより	281° 28' 24"	657.2mの点	(228)はBより	11° 43' 00"	207.3mの点																																																																																																																																							
(212)はBより	281° 04' 43"	594.3mの点	(229)はBより	15° 49' 58"	195.2mの点																																																																																																																																							
(213)はBより	282° 12' 28"	592.8mの点	(230)はBより	27° 40' 43"	171.8mの点																																																																																																																																							
(214)はBより	285° 30' 52"	536.9mの点	(231)はBより	49° 04' 24"	155.7mの点																																																																																																																																							
(215)はBより	286° 44' 40"	470.7mの点																																																																																																																																										
(216)はBより	290° 20' 55"	343.2mの点																																																																																																																																										
(217)はBより	289° 25' 05"	328.4mの点																																																																																																																																										
(イ)	基点第316号から	51度	200メートルの点																																																																																																																																									
(ロ)	基点第317号から	61度	550メートルの点																																																																																																																																									
(ハ)	基点第317号から	51度	50メートルの点																																																																																																																																									
(ニ)	基点第317号から	0度	50メートルの点																																																																																																																																									
(ホ)	基点第318号から	287度	60メートルの点																																																																																																																																									
(ヘ)	基点第319号から	320度	290メートルの点																																																																																																																																									
(ト)	基点第319号から	242度	50メートルの点																																																																																																																																									

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
				区域	基点	点				
共第二十号	第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで	大分市大字神崎から大字家島に至る間の地先	基点第89号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ及び基点第96号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。大分川にあつては舞鶴橋下流端まで、乙津川にあつては海原橋下流端まで、大野川にあつては家島泊地北側突堤から90度の線までとする。ただし、共第18号の1、2及び次に掲げる区域を除く。	基点第 89 号	大分市と別府市との境界（両郡橋中央）	イ 基点第89号から45度30分1,700メートルの点	大分市（大字馬場、大字本神崎、大字木佐上、大字大平、大字志生木、大字佐賀関、大字白木、大字一尺屋、大字今市、大字入蔵、大字太田、大字上詰、大字下原、大字高竹原、大字辻原、大字荷尾杵、大字野津原、大字福宗及び大字廻栖野を除く。）		共第二十号
	雑魚ます網漁業			基点第 91 号	大分市大字生石大分港赤灯台（西大分地区西防波堤灯台）	ロ 基点第91号から358度1,700メートルの点				
	雑魚建網			基点第 96 号	大分臨海工業地帯1号地北東端	ハ 基点第311号から313度920メートルの点				
	雑魚建網			基点第 311 号	大分臨海工業地帯2号地大分港鶴崎西防波堤灯台	ニ 基点第96号から10度1,800メートルの点				
	雑魚たまつこ					ホ 基点第96号から88度510メートルの点				
	雑魚つかかか									
	雑魚にかた									

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
				区域	基 点	点				
	区域 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)、(カ)、(ヨ)、(タ)、(レ)、(ソ)、(ツ)、(ネ)、(ナ)、(ラ)、(ム)、(ウ)、 (キ)、(ノ)、(オ)、(ク)、(ヤ)、(マ)及び(ケ)の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域									
	基点第96号	大分臨海工業地帯1号地北東端	(イ)	基点第96号から	88度	510メートルの点				
	基点第311号	大分臨海工業地帯2号地大分港鶴崎西防波堤灯台	(ロ)	基点第96号から	83度	510メートルの点				
	基点第312号	大分臨海工業地帯2号地鶴崎防波堤根基	(ハ)	基点第96号から	286度	158メートルの点				
	基点第313号	大分臨海工業地帯2号地乙津東防波堤根基	(ニ)	基点第96号から	327度	293メートルの点				
	基点第314号	大分臨海工業地帯2号地大分港乙津東防波堤灯台	(ホ)	基点第96号から	289度	697メートルの点				
	基点第315号	大分臨海工業地帯3号地大分港乙津西防波堤灯台	(ヘ)	基点第96号から	272度	652メートルの点				
	基点第316号	大分臨海工業地帯5号地北東端	(ト)	基点第96号から	272度	940メートルの点				
	基点第317号	大分臨海工業地帯5号地大分港住吉東防波堤灯台	(チ)	基点第96号から	277度	1,160メートルの点				
	基点第318号	大分臨海工業地帯5号地大分港住吉西防波堤灯台	(リ)	基点第311号から	323度	50メートルの点				
	基点第319号	大分臨海工業地帯5号地住吉西防波堤根基	(ヌ)	基点第312号から	323度	50メートルの点				
			(ル)	基点第314号から	97度30分	760メートルの点				
			(ヲ)	基点第314号から	72度	720メートルの点				
			(ワ)	基点第314号から	76度	910メートルの点				
			(カ)	基点第314号から	68度30分	950メートルの点				
			(ヨ)	基点第314号から	53度30分	580メートルの点				
			(タ)	基点第314号から	65度	510メートルの点				
			(レ)	基点第314号から	71度30分	700メートルの点				
			(ソ)	基点第314号から	98度30分	740メートルの点				
			(ツ)	基点第313号から	24度	71メートルの点				
			(ネ)	基点第313号から	6度	140メートルの点				
			(ナ)	基点第314号から	0度	50メートルの点				
			(ラ)	基点第315号から	34度	75メートルの点				
			(ム)	基点第315号から	354度	305メートルの点				
			(ウ)	基点第316号から	6度	970メートルの点				
			(キ)	基点第316号から	61度	500メートルの点				
			(ノ)	基点第317号から	61度	550メートルの点				
			(オ)	基点第317号から	51度	50メートルの点				
			(ク)	基点第317号から	0度	50メートルの点				
			(ヤ)	基点第318号から	287度	60メートルの点				
			(マ)	基点第319号から	320度	290メートルの点				
			(ケ)	基点第319号から	242度	50メートルの点				

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号			
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域									
				区域	基点	点							
共第二十一号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 12月1日から翌年8月31日まで 2月1日から5月31日まで 4月1日から8月19日まで 11月1日から翌年3月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 11月1日から翌年6月30日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から10月31日まで 1月1日から5月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで	大分市大字馬場、大字本神崎、大字大平及び大字志生木の地先	イ、ロ、ハ及び基点第98号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 80 号	杵築市大字狩宿白石鼻	イ 基点第97号から101度52分514メートルの点	大分市大字馬場、大字本神崎、大字大平及び大字志生木					
	基点第 97 号				大分市大字細と同市大字馬場との境界（磯崎砂防堤の排水口）	ロ イの点から358度22分4,080メートルの点							
							基点第 98 号				大分市大字佐賀関踊鼻（大石）	ハ 基点第98号から基点第80号見通し線上3,500メートルの点	
	うまに漁業												
	ないまに漁業												
	えせえびに漁業												
	えむしに漁業												
	えとこに漁業												
	りがい												
	とまが												
	ばか												
	あさ												
	あかい												
	いた												
	いた												
	あか												
	あば												
	にさ												
	にあ												
	あとい												
	おぎ												
おむ													
てか													
あま													
ほん													
ひだ													
わじ													
わか													
くか													
もろ													
もず													
あお													
ひえ													
第2種共同漁業													
雑魚													
雑魚													
かえ													
雑魚													
雑魚													

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
				区域	基点	点				
共第二十二号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	大分市大字佐賀関及び大字白木の地先	基点第98号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ及び基点第102号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 80 号 杵築市大字狩宿白石鼻	イ 基点第98号から基点第80号見通し線上3,500メートルの点	大分市大字佐賀関及び大字白木			
	うなまのいせむたみるかいたいたいにさにあといおむかふてあまほんひわくもひ	漁業		5月1日から8月31日まで	基点第 98 号 大分市大字佐賀関踊鼻(大石)	ロ 基点第99号から358度22分1,500メートルの点				
	なまのいせむたみるかいたいたいにさにあといおむかふてあまほんひわくもひ	漁業		11月1日から翌年6月30日まで	基点第 99 号 大分市松ヶ鼻	ハ 基点第104号から358度22分1,000メートルの点				
	なまのいせむたみるかいたいたいにさにあといおむかふてあまほんひわくもひ	漁業		2月1日から5月31日まで	基点第 100 号 大分市うちおばえ(黒ばえ)	ニ 基点第105号から48度1,300メートルの点				
	なまのいせむたみるかいたいたいにさにあといおむかふてあまほんひわくもひ	漁業		12月1日から翌年6月30日まで	基点第 102 号 大分市大字白木と大字一尺屋との境界(石蔵)	ホ 基点第105号から78度1,300メートルの点				
	なまのいせむたみるかいたいたいにさにあといおむかふてあまほんひわくもひ	漁業		4月1日から8月19日まで	基点第 103 号 大分市葛島東端(伊賀瀬頂上)	ヘ 基点第106号から178度22分1,000メートルの点				
	なまのいせむたみるかいたいたいにさにあといおむかふてあまほんひわくもひ	漁業		1月1日から3月31日まで	基点第 104 号 大分市牛島北端	ト 基点第100号から88度22分1,000メートルの点				
	なまのいせむたみるかいたいたいにさにあといおむかふてあまほんひわくもひ	漁業		10月1日から翌年5月31日まで	基点第 105 号 大分市高島あしかばえ頂上	チ 基点第103号から88度22分1,000メートルの点				
	なまのいせむたみるかいたいたいにさにあといおむかふてあまほんひわくもひ	漁業		11月1日から翌年6月30日まで	基点第 106 号 大分市高島南端(粒瀬頂上)	リ 基点第102号から基点第1154号見通し線上1,500メートルの点				
	なまのいせむたみるかいたいたいにさにあといおむかふてあまほんひわくもひ	漁業		12月1日から翌年6月30日まで	基点第 106 号 大分市高島南端(粒瀬頂上)					
	なまのいせむたみるかいたいたいにさにあといおむかふてあまほんひわくもひ	漁業		1月1日から10月31日まで	基点第 1154 号 津久見市地無垢島東端					
	なまのいせむたみるかいたいたいにさにあといおむかふてあまほんひわくもひ	漁業		1月1日から5月31日まで						
	なまのいせむたみるかいたいたいにさにあといおむかふてあまほんひわくもひ	漁業								
	なまのいせむたみるかいたいたいにさにあといおむかふてあまほんひわくもひ	漁業								
	なまのいせむたみるかいたいたいにさにあといおむかふてあまほんひわくもひ	漁業								
	なまのいせむたみるかいたいたいにさにあといおむかふてあまほんひわくもひ	漁業								
	なまのいせむたみるかいたいたいにさにあといおむかふてあまほんひわくもひ	漁業								
	なまのいせむたみるかいたいたいにさにあといおむかふてあまほんひわくもひ	漁業								
	なまのいせむたみるかいたいたいにさにあといおむかふてあまほんひわくもひ	漁業								
	なまのいせむたみるかいたいたいにさにあといおむかふてあまほんひわくもひ	漁業								

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号			
	漁業の種類及び名	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域									
				区域	基点	点							
共第二十四号	第1種共同漁業		大分市大字一尺屋の地先	基点第102号、イ、ロ、ハ及び基点第108号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第102号 大分市大字白木と大字一尺屋との境界(石蔵)	イ 基点第102号から基点第1154号見通し線上1,500メートルの点		大分市大字一尺屋					
	うなまに漁業	1月1日から12月31日まで											
	なまのこて	"											
	かめせえび	"											
	いせむし	"										基点第107号 大分市大字一尺屋串ヶ鼻東端	ロ 基点第107号から基点第124号見通し線上1,000メートルの点
	えむこい	"											
	たみるく	"											
	かいたやが	"										基点第108号 大分市と臼杵市との境界(竜ヶ鼻)の標識	ハ 基点第108号から基点第1155号見通し線上1,500メートルの点
	いたいら	"											
	いがい	"											
	にさぎえ	"										基点第124号 津久見市大字保戸島押上鼻	
	にあな	"											
	あとい	"										基点第1154号 津久見市地無垢島東端	
	いおむ	5月1日から8月31日まで											
	むかでのり	11月1日から翌年6月30日まで											
	ふのり	2月1日から5月31日まで										基点第1155号 津久見市地無垢島西端	
	てんぐさり	12月1日から翌年6月30日まで											
	あまのり	4月1日から8月19日まで											
	ほんだわ	1月1日から3月31日まで											
	ひじき	10月1日から翌年5月31日まで											
	わかめ	11月1日から翌年6月30日まで											
	くろめ	12月1日から翌年6月30日まで											
	もろめ	1月1日から10月31日まで											
	もとぐさ	1月1日から5月31日まで											
ひとえぐさ	11月1日から翌年5月31日まで												
第2種共同漁業													
雑魚小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで												
雑魚建網	"												
雑魚つづ	"												
雑魚かご	"												

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号					
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域											
				区域	基点	点									
共第二十五号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	白杵市大字佐志生の地先	基点第108号、イ、ロ、ハ及び基点第109号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第108号	大分市と白杵市との境界（竜ヶ鼻）の標識	イ 基点第108号から基点第1155号見通し線上1,500メートルの点	白杵市大字佐志生							
	うなまに漁業				基点第109号	白杵市大字佐志生と大字下ノ江との境界の標識（暗渠）	ロ 基点第1157号から基点第1158号見通し線上1,200メートルの点								
	いせえむしこりきしえなびしりさりのぐらきめろずえぐさ					基点第1155号	津久見市地無垢島西端				ハ 基点第1157号から基点第1158号見通し線上300メートルの点				
	えたあかさきにさにあとむかふてあほんひわくもひ					基点第1157号	白杵市大三ツ子島頂上								
	とえぐ					基点第1158号	白杵市風成鼻								
	第2種共同漁業				1月1日から12月31日まで										
	雑魚小型定置網漁業				1月1日から12月31日まで										
	雑魚建網				1月1日から12月31日まで										
	えび建網				4月1日から8月31日まで										
	雑魚つかたか				1月1日から12月31日まで										
	雑魚にか														

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
				区域	基点	点				
共第二十七号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	白杵市大字中津浦から大字深江に至る間の地先	基点第110号、基点第111号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点第114号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、白杵川にあつては万里橋上流端まで、末広川にあつては江無田橋下流端まで、熊崎川にあつては明治橋上流端までとする。	基点第110号 白杵市大字下ノ江中鼻	イ 基点第111号から基点第112号見通し線上1,000メートルの点	白杵市(大字佐志生及び大字下ノ江を除く。)		共第二十七号	
	うなしまし いえたとりまばあかばにさにあとおむふてあほんひわくもあひ	漁業	11月1日から翌年8月31日まで		基点第111号 白杵市殿ヶばえ	ロ 基点第112号から358度22分500メートルの点				
	なまし いえたとりまばあかばにさにあとおむふてあほんひわくもあひ	漁業	2月1日から5月31日まで		基点第112号 白杵市津久見島立ばえ	ハ 基点第113号から358度22分500メートルの点				
	なまし いえたとりまばあかばにさにあとおむふてあほんひわくもあひ	漁業	12月1日から翌年6月30日まで		基点第113号 白杵市大字深江飛潮鼻の標識	ニ 基点第114号から358度22分500メートルの点				
	なまし いえたとりまばあかばにさにあとおむふてあほんひわくもあひ	漁業	4月1日から8月19日まで		基点第114号 白杵市と津久見市との境界(落水の大石)					
	なまし いえたとりまばあかばにさにあとおむふてあほんひわくもあひ	漁業	11月1日から翌年3月31日まで							
	なまし いえたとりまばあかばにさにあとおむふてあほんひわくもあひ	漁業	10月1日から翌年5月31日まで							
	なまし いえたとりまばあかばにさにあとおむふてあほんひわくもあひ	漁業	11月1日から翌年6月30日まで							
	なまし いえたとりまばあかばにさにあとおむふてあほんひわくもあひ	漁業	12月1日から翌年6月30日まで							
	なまし いえたとりまばあかばにさにあとおむふてあほんひわくもあひ	漁業	1月1日から10月31日まで							
	なまし いえたとりまばあかばにさにあとおむふてあほんひわくもあひ	漁業	1月1日から5月31日まで							
	なまし いえたとりまばあかばにさにあとおむふてあほんひわくもあひ	漁業	11月1日から翌年4月30日まで							
	なまし いえたとりまばあかばにさにあとおむふてあほんひわくもあひ	漁業	11月1日から翌年5月31日まで							
	第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで								
	雑魚小型定置網	漁業	11月1日から翌年8月31日まで							
	雑魚建網	漁業	2月1日から5月31日まで							
	えび建網	漁業	12月1日から翌年6月30日まで							
	雑魚袋待網	漁業	4月1日から8月19日まで							
	雑魚つづ	漁業	11月1日から翌年3月31日まで							
	雑魚つかた	漁業	10月1日から翌年5月31日まで							
雑魚かた	漁業	11月1日から翌年6月30日まで								
いかた	漁業	12月1日から翌年6月30日まで								
かた	漁業	1月1日から10月31日まで								
かた	漁業	1月1日から5月31日まで								
かた	漁業	11月1日から翌年4月30日まで								
かた	漁業	11月1日から翌年5月31日まで								

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号							
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域													
				区域	基点	点											
共第二十八号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	津久見市大字長目から大字四浦に至る間の地先	基点第114号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、基点第122号、ヌ、ル及び基点第123号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 103 号 大分市 葛島東端 (伊賀瀬頂上)	イ	基点第114号から358度22分500メートルの点	津久見市 (大字保戸島を除く。)									
	うなまにかしいえたとみあかいたにさにあととむふてあまほんひわくもあひ					にこてこびしこいりきいぎしえなびしりかのりさりのさりのわらきめくろのぐさ	基点第 114 号 白杵市と津久見市との境界 (落水の大石)				ロ	基点第115号から基点第1191号見通し線上500メートルの点					
	なめのやせむたりあさいたいにさにあととむふてあまほんひわくもあひ					こてこびしこいりきいぎしえなびしりかのりさりのさりのわらきめくろのぐさ	基点第 115 号 津久見市大字長目楠屋鼻の標識				ハ	基点第115号から基点第124号見通し線上500メートルの点					
	まのやせむたりあさいたいにさにあととむふてあまほんひわくもあひ					こてこびしこいりきいぎしえなびしりかのりさりのさりのわらきめくろのぐさ	基点第 116 号 津久見市大字日見字平ばえ1番地 (白熊鼻)										
	なめのやせむたりあさいたいにさにあととむふてあまほんひわくもあひ					こてこびしこいりきいぎしえなびしりかのりさりのさりのわらきめくろのぐさ	基点第 120 号 津久見市大字網代字奥5666番地 (落水)				ニ	基点第116号から基点第115号見通し線上700メートルの点					
	なめのやせむたりあさいたいにさにあととむふてあまほんひわくもあひ					こてこびしこいりきいぎしえなびしりかのりさりのさりのわらきめくろのぐさ	基点第 121 号 津久見市大字四浦字葉色2221番地の1 (ちよきがとも)				ホ	基点第120号から358度22分1,000メートルの点					
	なめのやせむたりあさいたいにさにあととむふてあまほんひわくもあひ					こてこびしこいりきいぎしえなびしりかのりさりのさりのわらきめくろのぐさ	基点第 122 号 津久見市大字保戸島と大字四浦との境界 (ともうちばえ)				ヘ	基点第120号から358度22分2,000メートルの点					
	なめのやせむたりあさいたいにさにあととむふてあまほんひわくもあひ					こてこびしこいりきいぎしえなびしりかのりさりのさりのわらきめくろのぐさ	基点第 123 号 津久見市と佐伯市との境界				ト	基点第120号から13度2,060メートルの点					
	なめのやせむたりあさいたいにさにあととむふてあまほんひわくもあひ					こてこびしこいりきいぎしえなびしりかのりさりのさりのわらきめくろのぐさ	基点第 124 号 津久見市大字保戸島押上鼻				チ	基点第121号から358度22分1,000メートルの点					
	なめのやせむたりあさいたいにさにあととむふてあまほんひわくもあひ					こてこびしこいりきいぎしえなびしりかのりさりのさりのわらきめくろのぐさ	基点第 179 号 佐伯市鶴見大字大島先ノ瀬灯台				リ	基点第122号から基点第103号見通し線上700メートルの点					
	なめのやせむたりあさいたいにさにあととむふてあまほんひわくもあひ					こてこびしこいりきいぎしえなびしりかのりさりのさりのわらきめくろのぐさ	基点第 1191 号 津久見市地無垢島北端				ヌ	基点第122号から基点第179号見通し線上800メートルの点					
	なめのやせむたりあさいたいにさにあととむふてあまほんひわくもあひ					こてこびしこいりきいぎしえなびしりかのりさりのさりのわらきめくろのぐさ	基点第 1192 号 愛媛県宇和島市津島町北灘権現山 (490メートル) 頂上				ル	基点第123号から基点第1192号見通し線 (77度) 上800メートルの点					
	第2種共同漁業					1月1日から12月31日まで											
	雑魚小型定置網																
	雑魚建網	漁業															
	えび建網	漁業															
	雑魚袋待網	漁業															
	雑魚たまつこ	漁業															
	雑魚つか	漁業															
	雑魚つか	漁業															
	雑魚つか	漁業															
	雑魚つか	漁業															
	雑魚つか	漁業															
	雑魚つか	漁業															
	雑魚つか	漁業															
	雑魚つか	漁業															

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
				区域	基点	点				
共第二十九号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	津久見市大字長目字無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 117 号	津久見市地無垢島西端（喰付）	イ 基点第117号から275度22分500メートルの点	津久見市（大字保戸島を除く。）		
	うまなめ				基点第 118 号	津久見市沖無垢島二ツばえ	ロ 基点第118号から5度22分700メートルの点			
	かしのこ				基点第 119 号	津久見市沖無垢島かまがばえ	ハ 基点第119号から60度22分700メートルの点			
	しいせむ						ニ 基点第119号から168度30分1,700メートルの点			
	えたか						ホ 基点第117号から183度30分580メートルの点			
	かいら									
	にさぎ									
	にあわ									
	とこぶ									
	とさかのり				12月1日から翌年8月31日まで					
	かでのり				2月1日から5月31日まで					
	ふのり				12月1日から翌年6月30日まで					
	てんぐ				4月1日から8月19日まで					
	あまのり				11月1日から翌年5月31日まで					
	ほんだわ				10月1日から翌年5月31日まで					
	ひじき				11月1日から翌年6月30日まで					
	わかるめ				12月1日から翌年6月30日まで					
	くろめ				1月1日から10月31日まで					
	もずく				1月1日から5月31日まで					
	ひとえぐさ				11月1日から翌年5月31日まで					
第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで									
雑魚小型定置網漁業										
雑魚建網										
えび建網										
雑魚袋待網										
雑魚たまつこ										
雑魚つか										

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号								
	漁 業 の 種 類 及 び 名 称	漁 業 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域														
				区 域	基 点	点												
共第三十号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	津久見市大字保戸島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 103 号 大分市蔦島東端(伊賀瀬頂上)	イ 基点第124号から基点第107号見通し線上1,000メートルの点		津久見市大字保戸島		共第三十号								
	うなまのいせむたかいにさにあとむかひわくと				基点第 107 号 大分市大字一尺屋串ヶ鼻東端	ロ 基点第126号から68度22分700メートルの点												
	なめのせむたかいにさにあとむかひわくと				基点第 122 号 津久見市大字保戸島と大字四浦との境界(ともうちばえ)	ハ 基点第122号から基点第179号見通し線上800メートルの点												
	まのいせむたかいにさにあとむかひわくと				基点第 124 号 津久見市大字保戸島押上鼻	ニ 基点第122号から基点第103号見通し線上700メートルの点												
	こぶのり				基点第 126 号 津久見市大字保戸島高甲岩灯標													
	かんでのり				基点第 179 号 佐伯市鶴見大字大島先ノ瀬灯台													
	あまのり																	
	ひじき																	
	わかもろめ																	
	くろめ																	
	とえぐさ																	
	第2種共同漁業				1月1日から12月31日まで													
	雑魚建網																	
	えび建網																	
	雑魚つかご																	

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号		
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域								
				区域	基点	点						
共第三十二号	第1種共同漁業		佐伯市上浦の地先	基点第123号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及び基点第146号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 123 号 津久見市と佐伯市との境界	イ 基点第123号から基点第1192号見通し線(77度)上2,000メートルの点		佐伯市上浦				
	うまなせい	1月1日から12月31日まで			基点第 142 号 佐伯市上浦大字最勝海浦蒲戸崎ヨロイバエ	ロ 基点第142号から83度1,000メートルの点						
	えむ	"			基点第 143 号 佐伯市上浦大字最勝海浦字塩屋ヶ浦3549番地1の地先の岩の標識(唐船鼻)	ハ 基点第142号から173度1,000メートルの点						
	かば	"			基点第 144 号 佐伯市上浦大字津井浦中瀬字瀬合152番地の沖のはえ	ニ 基点第143号から基点第1145号見通し線上1,000メートルの点						
	にさ	"			基点第 146 号 佐伯市上浦と同市大字二栄との境界(浪太鼻立石)	ホ 基点第144号から188度1,050メートルの点						
	にあ	"			基点第 1145 号 佐伯市大字荒網代浦竹ヶ島灯台	ヘ 基点第146号から83度1,000メートルの点						
	とむ	2月1日から5月31日まで			基点第 1192 号 愛媛県宇和島市津島町北灘権現山(490メートル)頂上	ト 基点第146号から基点第1162号見通し線上400メートルの点						
	かんで	4月1日から8月19日まで										
	ほんだ	1月1日から12月31日まで										
	ひじ	11月1日から翌年5月31日まで										
	わか	1月1日から6月30日まで										
	くろ	1月1日から9月30日まで										
	ひとえ	12月1日から翌年6月30日まで										
	第2種共同漁業											
	雑魚小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで										
雑魚建網	"											
えび建網	"											
雑魚たまつこ	"											
雑魚つか	"											
雑魚か	"											

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
				区域	基点	点				
共第三十三号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市大字狩生、大字二栄及び大字護江の地先	基点第146号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及び基点第150号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第146号	佐伯市上浦と同市大字二栄との境界(浪太鼻立石)	イ 基点第146号から基点第1162号見通し線上400メートルの点	佐伯市大字狩生、大字二栄及び大字護江		
	うなま				基点第147号	佐伯市大字高松浦村ばえ頂上	ロ 基点第146号から83度1,000メートルの点			
	いせえ				基点第148号	佐伯市大字護江彦島北端	ハ 基点第146号から83度1,680メートルの点			
	えたむ				基点第149号	佐伯市大字護江彦島南端	ニ 基点第148号から79度1,270メートルの点			
	あかさ				基点第150号	佐伯市大字狩生字外間越西ノ鼻3779番地の標識	ホ 基点第156号と基点第1163号とを結んだ直線と基点第147号と基点第148号とを結んだ直線との交点			
	あかた				基点第151号	佐伯市大字葛妙見鼻	ヘ 基点第156号と基点第1163号とを結んだ直線と基点第151号と基点第155号とを結んだ直線との交点			
	ばいら				基点第155号	佐伯市大字高松浦メバル鼻	ト 基点第151号と基点第155号とを結んだ直線と基点第150号と基点第157号とを結んだ直線との交点			
	にさぎ				基点第156号	佐伯市大字久保浦大久保鼻西の鼻				
	にさし				基点第157号	佐伯市大字守後浦424番地(守後鼻)の標識				
	にあえ				基点第1162号	佐伯市大字二栄地の鼻のスカ				
	あとお				基点第1163号	佐伯市大字二栄八幡山頂上(128メートル)				
	むかぶのり									
	ふでり									
	てんぐ									
	ほんだ									
	わじ									
	わかめ									
	あおのり									
	ひとぐさ									
	第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで								
雑魚小型定置網漁業										
雑魚建網										
えび建網										
雑魚たまつこ										
雑魚つか										

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号																							
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域																													
				区域	基 点	点																											
共第三十七号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市葛港から大江灘に至る間の地先	基点第152号、イ、ロ、基点第168号及び基点第167号の各点を順次に結んだ直線と、基点第162号と基点第163号とを結んだ直線、基点第164号と基点第165号とを結んだ直線及び基点第166号と基点第1188号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域であつて、次の1、2及び3の区域を除いた区域。	基点第 152 号	佐伯市葛港防波堤先端の標識	イ 基点第152号から基点第1164号見通し線と基点第158号から基点第1202号見通し線との交点 ロ 基点第168号から基点第1167号見通し線と基点第158号から基点第1202号見通し線との交点	佐伯市1番地より12447番地まで及び佐伯市大字池田字蛇崎、字池船、並びに大字大江灘		共第三十七号																							
	うなまにかしいえたまはかたばにさにあとおむふてあほんひわかあひ				にこてこびしこいりきぎいしえなびしりのりさりのりきめりのりさ	漁業					基点第 158 号	佐伯市女島北東端	基点第 162 号	佐伯市池船橋左岸上流端	基点第 163 号	佐伯市池船橋右岸上流端	基点第 164 号	佐伯市佐伯大橋左岸上流端	基点第 165 号	佐伯市佐伯大橋右岸上流端	基点第 166 号	佐伯市茶屋ヶ鼻橋右岸上流端	基点第 167 号	佐伯市苦木の鼻の標識	基点第 168 号	佐伯市大字大江灘6804番地（ハクリ島頂上）	基点第 1164 号	佐伯市鶴見八島北側山頂					
	雑魚小型定置網				1月1日から12月31日まで							基点第 1167 号	佐伯市大字荒網代浦あこぎの鼻	基点第 1188 号	佐伯市茶屋ヶ鼻橋左岸上流端	基点第 1202 号	佐伯市大字荒網代浦片白島北端																
	雑魚建網				"																												
	雑魚建網				"																												
	雑魚たまつこ				"																												
	雑魚つか				"																												

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
				区域	基 点	点				
	区域 1 (フェリー埠頭) (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)、(カ)、(コ)、(ク)、(ケ)、(セ)、(ソ)、(タ)、(テ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第353号 佐伯市佐伯港西防波堤灯台 (中防波堤東灯台) (イ) 基点第353号から228度30分270.3メートルの点 (ロ) 基点第353号から228度 274 メートルの点 (ハ) 基点第353号から229度 292 メートルの点 (ニ) 基点第353号から228度40分298 メートルの点 (ホ) 基点第353号から233度 380 メートルの点 (ヘ) 基点第353号から233度30分303 メートルの点 (ト) 基点第353号から239度 320 メートルの点 (チ) 基点第353号から238度 324 メートルの点 (リ) 基点第353号から239度30分330 メートルの点 (ヌ) 基点第353号から229度30分450 メートルの点 (ル) 基点第353号から231度 457 メートルの点 (ヲ) 基点第353号から234度 489 メートルの点 (ワ) 基点第353号から234度30分500 メートルの点 (カ) 基点第353号から242度30分546 メートルの点 (コ) 基点第353号から244度30分572 メートルの点 (ク) 基点第353号から245度30分558 メートルの点 (ケ) 基点第353号から239度 508 メートルの点 (セ) 基点第353号から241度 477 メートルの点 (ソ) 基点第353号から240度 473 メートルの点 (タ) 基点第353号から250度 384 メートルの点 (テ) 基点第353号から248度50分374 メートルの点 (ト) 基点第353号から248度30分355 メートルの点 (チ) 基点第353号から245度30分339 メートルの点 (リ) 基点第353号から247度 330 メートルの点	2 (西防波堤・中防波堤) (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)、(カ)、(コ)、(ク)、(ケ)、(セ)、(ソ)、(タ)、(テ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第353号 佐伯市佐伯港西防波堤灯台 (中防波堤東灯台) (イ) 基点第353号から282度 38.3メートルの点 (ロ) 基点第353号から260度30分 55 メートルの点 (ハ) 基点第353号から252度 56 メートルの点 (ニ) 基点第353号から253度 63 メートルの点 (ホ) 基点第353号から250度 72 メートルの点 (ヘ) 基点第353号から248度 82 メートルの点 (ト) 基点第353号から234度 125 メートルの点 (チ) 基点第353号から229度30分151 メートルの点 (リ) 基点第353号から230度 153 メートルの点 (ヌ) 基点第353号から310度30分157 メートルの点 (ル) 基点第353号から325度 105 メートルの点 (ヲ) 基点第353号から219度 53 メートルの点 (ワ) 基点第353号から223度 51 メートルの点 (カ) 基点第353号から227度20分 41 メートルの点 (コ) 基点第353号から230度30分 42 メートルの点 (ク) 基点第353号から237度30分 41 メートルの点								
				3 (東防波堤) (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)、(カ)、(コ)、(ク)、(ケ)、(セ)、(ソ)、(タ)、(テ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第353号 佐伯市佐伯港西防波堤灯台 (中防波堤東灯台) (イ) 基点第353号から124度 178.2メートルの点 (ロ) 基点第353号から123度30分180 メートルの点 (ハ) 基点第353号から125度 177 メートルの点 (ニ) 基点第353号から124度 164 メートルの点 (ホ) 基点第353号から125度30分162 メートルの点 (ヘ) 基点第353号から126度 157 メートルの点 (ト) 基点第353号から119度 130 メートルの点 (チ) 基点第353号から118度30分131 メートルの点 (リ) 基点第353号から113度 116 メートルの点 (ヌ) 基点第353号から102度 141 メートルの点 (ル) 基点第353号から107度 154 メートルの点 (ヲ) 基点第353号から106度30分155 メートルの点 (ワ) 基点第353号から115度 178 メートルの点 (カ) 基点第353号から117度 180 メートルの点 (コ) 基点第353号から117度30分179 メートルの点 (ク) 基点第353号から118度 177 メートルの点 (ケ) 基点第353号から120度 178 メートルの点 (セ) 基点第353号から128度30分184 メートルの点 (ソ) 基点第353号から123度 183 メートルの点 (タ) 基点第353号から123度30分181 メートルの点						

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号			
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域									
				区域	基点	点							
共第三十八号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで "	佐伯市鶴見大字吹浦、大字地松浦、大字沖松浦及び大字有明浦の地先	基点第167号、基点第168号、イ、ロ、基点第169号、ハ及び基点第170号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 142 号 佐伯市上浦大字最勝海浦蒲戸埼ヨロイバエ	イ 基点第168号から基点第1167号見通し線と基点第158号から基点第1202号見通し線との交点		佐伯市鶴見大字吹浦、大字地松浦、大字沖松浦及び大字有明浦		共第三十八号			
	うまにかいえたあはかいにさにあとむてほんひわく			に漁業	まのこてびしこりきいしえなびしりのりぐらきめ						基点第 158 号 佐伯市女島北東端		
	なめせむあまがにさにあとむてほんひわく			" "	" "						基点第 167 号 佐伯市苦木の鼻の標識	ロ 基点第169号から基点第1165号見通し線と基点第158号から基点第1202号見通し線との交点	
	なめせむあまがにさにあとむてほんひわく			" "	" "						基点第 168 号 佐伯市大江灘6804番地（ハクリ島頂上）		
	なめせむあまがにさにあとむてほんひわく			" "	" "						基点第 169 号 佐伯市鶴見流ばえ北端	ハ 基点第170号から基点第142号見通し線上1,000メートルの点	
	なめせむあまがにさにあとむてほんひわく			" "	" "						基点第 170 号 佐伯市鶴見大字有明浦と同市鶴見大字羽出浦との境界（白埼）の標識		
	なめせむあまがにさにあとむてほんひわく			" "	" "						基点第 1165 号 佐伯市大字石間浦トオドオ鼻灯台		
	なめせむあまがにさにあとむてほんひわく			" "	" "						基点第 1167 号 佐伯市大字荒網代浦あこぎの鼻		
	なめせむあまがにさにあとむてほんひわく			" "	" "						基点第 1202 号 佐伯市大字荒網代浦片白島北端		
	雑魚小型定置網漁業			1月1日から12月31日まで									
	雑魚建網			" "									
	えび建網			" "									
	かた魚たつこ			" "									
	雑魚つか			" "									

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号						
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域												
				区域	基点	点										
共第三十九号	第1種共同漁業		佐伯市鶴見大字羽出浦及び大字中越浦の地先	基点第170号、イ、ロ、基点第172号及び基点第171号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第126号	津久見市大字保戸島高甲岩灯標	イ 基点第170号から基点第142号見通し線上1,000メートルの点 ロ 基点第172号から基点第126号見通し線上1,000メートルの点	佐伯市鶴見大字羽出浦及び大字中越浦								
	うなまにかいえたあかいにさにあとかむてほんひわく	1月1日から12月31日まで			12月1日から翌年6月30日まで	2月1日から5月31日まで					4月1日から8月19日まで	1月1日から12月31日まで	11月1日から翌年5月31日まで	1月1日から6月30日まで	1月1日から9月30日まで	
	に漁業	1月1日から12月31日まで														
	まのこて	"														
	えびし	"														
	むしこ	"														
	さきり	"														
	がきい	"														
	ざえな	"														
	わびし	"														
	こぶし	"														
	のり	12月1日から翌年6月30日まで														
	でり	2月1日から5月31日まで														
	ぐさら	4月1日から8月19日まで														
	わさら	1月1日から12月31日まで														
	さきめ	11月1日から翌年5月31日まで														
	かめ	1月1日から6月30日まで														
	め	1月1日から9月30日まで														
	第2種共同漁業															
	雑魚小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで														
雑魚建網	"															
えび建網	"															
かに建網	"															
雑魚たまつこ	"															
雑魚つか	"															

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
				区域	基点	点					
共第四十号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで "	佐伯市鶴見大字丹賀浦及び大字梶寄浦の地先	基点第171号、基点第172号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び基点第174号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 126 号	津久見市大字保戸島高甲岩灯標	イ 基点第172号から基点第126号見通し線上1,000メートルの点	佐伯市鶴見大字丹賀浦及び大字梶寄浦		共第四十号	
	うなまかいせえたあいかいさにあとかとふむてほんひわく			" "	" "	基点第 171 号	佐伯市鶴見大字中越浦と同市鶴見大字丹賀浦との境界(宇土崎)				ロ 基点第173号から353度600メートルの点
	にこてえびしこりいきえなびしりり			" "	" "	基点第 172 号	佐伯市鶴見大字中越浦と同市鶴見大字丹賀浦との境界(宇戸島頂上)				ハ 基点第176号から基点第1098号見通し線上200メートルの点
	漁業			" "	" "	基点第 173 号	佐伯市鶴見大字丹賀浦女郎崎の標識				ニ 基点第175号から基点第1168号見通し線上600メートルの点
	雑魚小型定置網漁業			12月1日から翌年6月30日まで		基点第 174 号	佐伯市鶴見と同市米水津との境界(鶴御崎の標柱)				ホ 基点第174号から18度1,600メートルの点
	雑魚建網			2月1日から5月31日まで		基点第 175 号	佐伯市鶴見大字大島字立花2番地6(立花鼻)				ヘ 基点第174号から89度1,000メートルの点
	雑魚建網			4月1日から8月19日まで		基点第 176 号	佐伯市鶴見大字大島字立花2番地6(スリオトシ)の標識				
	雑魚建網			1月1日から12月31日まで		基点第 1098 号	佐伯市鶴見大字梶寄浦うのはえの県道パラベットの標識				
	雑魚たつこ			11月1日から翌年5月31日まで		基点第 1168 号	佐伯市鶴見大字梶寄浦ビンヤゴバエ				
	雑魚つか			1月1日から6月30日まで							
	雑魚			1月1日から9月30日まで							

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
				区域	基点	点					
共第四十一号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで "	佐伯市鶴見大字大島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ及びイの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 159 号	佐伯市大字荒網代浦竹ヶ島東端	イ 基点第175号から基点第1168号見通し線上600メートルの点	佐伯市鶴見大字大島			
	うなまのいせむあかいにさにあととむてほんわく				"	基点第 170 号	佐伯市鶴見大字有明浦と同市鶴見大字羽出浦との境界(白埼)の標識				ロ 基点第176号から基点第1098号見通し線上200メートルの点
	かめせむあかいにさにあととむてほんわく				"	基点第 173 号	佐伯市鶴見大字丹賀浦女郎崎の標識				ハ 基点第173号から353度600メートルの点
	なまのいせむあかいにさにあととむてほんわく				"	基点第 175 号	佐伯市鶴見大字大島字立花2番地6(立花鼻)				ニ 基点第177号から基点第170号見通し線上300メートルの点
	まのいせむあかいにさにあととむてほんわく				"	基点第 176 号	佐伯市鶴見大字大島字立花2番地6(スリオトシ)の標識				ホ 基点第178号から基点第159号見通し線上1,000メートルの点
	いせむあかいにさにあととむてほんわく				12月1日から翌年6月30日まで	基点第 177 号	佐伯市鶴見大字大島字赤鼻603番地(赤鼻)				ヘ 基点第178号から353度1,000メートルの点
	せむあかいにさにあととむてほんわく				2月1日から5月31日まで	基点第 178 号	佐伯市鶴見大字大島字高手島1269番地(高手島頂上)				ト 基点第179号から353度1,000メートルの点
	あかいにさにあととむてほんわく				4月1日から8月19日まで	基点第 179 号	佐伯市鶴見大字大島先ノ瀬灯台				チ 基点第179号から83度1,000メートルの点
	かにさにあととむてほんわく				1月1日から12月31日まで	基点第 1098 号	佐伯市鶴見大字梶寄浦うのはえの県道バラベットの標識				リ 基点第179号から128度1,000メートルの点
	むあかいにさにあととむてほんわく				11月1日から翌年5月31日まで	基点第 1168 号	佐伯市鶴見大字梶寄浦ビンヤゴバエ				
	てほんわく				1月1日から6月30日まで						
	ほんわく				1月1日から9月30日まで						
	わく										
	く										
	第2種共同漁業				1月1日から12月31日まで						
	雑魚小型定置網漁業				"						
	雑魚建網				"						
えび建網	"										
か雑魚たつこ	"										
雑魚つか	"										

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号							
	漁 業 の 種 類 及 び 名 称	漁 業 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域													
				区 域	基 点	点											
共 第 四 十 二 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市鶴見大字大島 字水ノ子島の地先	基点第180号を中 心として半径500 メートルの円と最 大高潮時海岸線と によって囲まれた 区域	基点第 180 号	佐伯市鶴見大字大 島字水の子2の 1559番地水ノ子島 灯台		佐伯市鶴見大 字丹賀浦、大 字梶寄浦及び 大字大島		共 第 四 十 二 号							
	うなま										漁業						
	なめの										こて						
	かえ										び						
	いた										こり						
	あさ										き						
	か										い						
	い										し						
	に										え						
	に										な						
	あ										び						
	と										し						
	と										り						
	ふ										の	12月1日から翌年6月30日まで					
	む										り	2月1日から5月31日まで					
	て										さ	4月1日から8月19日まで					
	ほ										ら	1月1日から12月31日まで					
ひ	き	11月1日から翌年5月31日まで															
わ	め	1月1日から6月30日まで															
く	め	1月1日から9月30日まで															
第2種共同漁業		1月1日から12月31日まで															
雑魚	建網																
か	建																
え	網																
雑魚	たか																

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号		
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域								
				区域	基点	点						
共第四十三号	第1種共同漁業		佐伯市米水津の地先	基点第174号、イ、ロ及び基点第185号の各点を順次に結んだ直線、基点第184号と基点第183号とを結んだ直線、基点第182号と基点第181号とを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第174号 佐伯市鶴見と同市米水津との境界(鶴御崎の標柱)	イ 基点第174号から89度1,000メートルの点		佐伯市米水津				
	うなまにかいせあかひいたにばさにあといとむてほんひわく	1月1日から12月31日まで				基点第181号 佐伯市米水津と同市蒲江との境界(キシメキ鼻)				ロ 基点第185号から83度700メートルの点		
	まのせえさおやが	"				基点第182号 佐伯市米水津と同市蒲江との境界(地黒島西端)						
	こりきぎいしい	"				基点第183号 佐伯市米水津と同市蒲江との境界(地黒島東端)						
	なめえさおやが	"				基点第184号 佐伯市米水津と同市蒲江との境界(沖黒島西端)						
	いせえさおやが	"				基点第185号 佐伯市米水津と同市蒲江との境界(沖黒島東端)						
	あかさおやが	"										
	おやが	"										
	いしい	"										
	にばさにあといとむてほんひわく	2月1日から5月31日まで										
	なまにかいせあかひいたにばさにあといとむてほんひわく	4月1日から8月19日まで										
	まのせえさおやが	1月1日から12月31日まで										
	こりきぎいしい	11月1日から翌年5月31日まで										
	なめえさおやが	1月1日から6月30日まで										
	いせえさおやが	1月1日から9月30日まで										
	第2種共同漁業											
	雑魚小型定置網	1月1日から12月31日まで										
	雑魚建網	"										
	雑魚建網	"										
	雑魚たつごま	"										
雑魚つかたか	"											
雑魚かたか	"											
雑魚かたか	"											
雑魚かたか	"											
雑魚かたか	"											

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号								
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域														
				区域	基 点	点												
共第四十六号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市蒲江大字野々河内浦から大字波当津浦に至る間の地先	基点第193号、イ、ロ、ハ及び基点第197号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 193 号	佐伯市蒲江大字猪串浦と同市蒲江大字野々河内浦との境界	イ 基点第193号から202度30分の線(佐伯市蒲江大字越田尾魚見の松跡見通し線)と基点第194号から基点第1171号見通し線との交点 ロ 基点第194号から基点第1171号見通し線と基点第1179号から基点第1180号見通し線の延長線との交点 ハ 基点第197号と基点第198号とを結んだ直線と基点第1179号から基点第1180号見通し線の延長線との交点	佐伯市蒲江大字野々河内浦、大字森崎浦、大字丸市尾浦、大字葛原浦及び大字波当津浦		共第四十六号								
	うなまにかいせえたばあはかひいたいあばにさとにあとおとむてほんひわくひ				漁業	にこてえびしこいりきぎいしいいしえなびしりのりさらかきめぐさ					漁業							
	第2種共同漁業				1月1日から12月31日まで								基点第 194 号	佐伯市蒲江大字森崎浦字横野1689番地3の標識				
	雑魚小型定置網												漁業					
	雑魚建網												漁業					
	かに建網												漁業					
	えび建網												漁業					
	雑魚たまたま												漁業					
	雑魚つかま												漁業					
	雑魚かたか				漁業													
	雑魚かにか				漁業													
	第3種共同漁業				1月1日から12月31日まで								基点第 197 号	大分県と宮崎県との境界(宇土埼)				
	雑魚地びき												漁業					
													基点第 198 号	佐伯市蒲江深島イタズラばえ頂上				
													基点第 1171 号	佐伯市蒲江深島ゾーンばえ				
													基点第 1179 号	宮崎県延岡市北浦町トマス崎第1丁目				
													基点第 1180 号	宮崎県延岡市北浦町シバエ頂上				

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号		
	漁業の種類及び名	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域								
				区域	基点	点						
共第四十七号	第1種共同漁業 うなまにこ漁業 ないせえび いたかき かさぎ にあわなび とこぶし わかろめ	1月1日から12月31日まで " " " " " " " 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から10月31日まで	津久見市大字保戸島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	基点第 125 号 津久見市大字保戸島東端（高月）の標識	イ 基点第125号から100度2,300メートルの点 ロ 基点第125号から105度2,900メートルの点 ハ 基点第125号から111度45分2,800メートルの点 ニ 基点第125号から109度15分2,200メートルの点		津久見市大字保戸島		共第四十七号		
	第2種共同漁業 雑魚建網 えび建網 雑魚つか	1月1日から12月31日まで " " "										
	共第四十八号	第1種共同漁業 いせえび漁業 いさざえ あわび	1月1日から12月31日まで " "	大分市大字佐賀関及び大字白木の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域	基点第 101 号 大分市大字白木玉井崎の標識	イ 基点第101号から112度3,800メートルの点		大分市大字佐賀関及び白木			共第四十八号
	共第五十九号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	速見郡日出町大字深江の地先	イを中心として半径100メートルの円によって囲まれた区域	基点第 87 号 速見郡日出町大字大神大崎鼻	イ 基点第87号から178度1,500メートルの点		速見郡日出町			共第五十九号
	共第六十号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	速見郡日出町大字深江の地先	イを中心として半径100メートルの円によって囲まれた区域	基点第 87 号 速見郡日出町大字大神大崎鼻	イ 基点第87号から187度1,500メートルの点		速見郡日出町			共第六十号
	共第六十一号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	速見郡日出町大字深江の地先	イを中心として半径100メートルの円によって囲まれた区域	基点第 847 号 速見郡日出町日出港西防波堤根基	イ 基点第847号から197度2,000メートルの点		速見郡日出町			共第六十一号

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
				区域	基点	点				
共第六十三号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	別府市の地先	イを中心として半径100メートルの円によって囲まれた区域	基点第 851 号 別府市上人鼻の標識	イ 基点第851号から90度280メートルの点		別府市	共第六十三号	
共第六十四号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関及び大字白木の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	基点第 98 号 大分市大字佐賀関踊鼻(大石)	イ 基点第98号から345度4,200メートルの点 ロ 基点第98号から345度3,600メートルの点 ハ 基点第98号から5度2,800メートルの点 ニ 基点第98号から15度3,500メートルの点 ホ 基点第98号から15度3,900メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木	共第六十四号	
共第六十六号	第3種共同漁業 ぶり、いさぎ、たい飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字高島の地先	基点第105号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点第105号の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	基点第 105 号 大分市高島あしかばえ頂上	イ 基点第105号から340度250メートルの点 ロ 基点第105号から50度1,500メートルの点 ハ 基点第105号から90度1,600メートルの点 ニ 基点第105号から160度250メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木	共第六十六号	

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
				区域	基点	点				
共第六十七号	第3種共同漁業 ぶり、いさぎ、 たい飼付漁業	1月1日か 12月31日ま らで	大分市大字高島の地 先	イ、ロ、ハ、ニ及 びイの各点を順次 に結んだ直線によ って囲まれた区 域	基点第 104 号 大分市牛島北端	イ 基点第104号から 323度30分1,290 メートルの点 ロ 基点第104号から 36度30分1,290メー トルの点 ハ 基点第104号から 123度30分910メー トルの点 ニ 基点第104号から 237度910メートル の点		大分市大字佐 賀関及び大字 白木	共第六十七号	
共第六十八号	第3種共同漁業 ぶり、いさぎ、 たい飼付漁業	1月1日か 12月31日ま らで	大分市大字葛島の地 先	イ、ロ、ハ及びイ の各点を順次に結 んだ直線によって 囲まれた区域	基点第 140 号 大分市大字佐賀関 5678番地の葛島一 のはえ	イ 基点第140号から 200度390メートル の点 ロ 基点第140号から 230度1,300メー トルの点 ハ 基点第140号から 300度840メー トルの点		大分市大字佐 賀関及び大字 白木	共第六十八号	
共第六十九号	第3種共同漁業 ぶり、いさぎ、 たい飼付漁業	1月1日か 12月31日ま らで	大分市大字佐賀関 (平瀬)の地先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及びイの各点を 順次に結んだ直線 によって囲まれた 区域	基点第 767 号 大分市豊後平瀬灯 標	イ 基点第767号から 300度1,100メー トルの点 ロ 基点第767号から 330度2,300メー トルの点 ハ 基点第767号から 350度2,900メー トルの点 ニ 基点第767号から 20度2,200メー トルの点 ホ 基点第767号から 20度800メー トルの点		大分市大字佐 賀関及び大字 白木	共第六十九号	

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
				区域	基点	点				
共第七十号	第3種共同漁業 ぶり、いさぎ、 たい飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関 (松ヶ鼻)の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	基点第99号 大分市松ヶ鼻	イ 基点第99号から 318度1,400メー トルの点 ロ 基点第99号から 334度2,200メー トルの点 ハ 基点第99号から 12度2,100メー トルの点 ニ 基点第99号から 22度1,100メー トルの点		大分市大字佐賀関及び大字 白木		共第七十号
共第七十一号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関の 地先	イを中心として半 径200メートルの 円によって囲まれ た区域	基点第98号 大分市大字佐賀関 踊鼻(大石)	イ 基点第98号から 339度4,500メー トルの点		大分市大字佐賀関及び大字 白木		共第七十一号
共第七十二号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関の 地先	イを中心として半 径80メートルの円 によって囲まれた 区域	基点第98号 大分市大字佐賀関 踊鼻(大石)	イ 基点第98号から 12度3,980メー トルの点		大分市大字佐賀関及び大字 白木		共第七十二号
共第七十三号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関の 地先	イを中心として半 径200メートルの 円によって囲まれ た区域	基点第98号 大分市大字佐賀関 踊鼻(大石)	イ 基点第98号から 359度1,750メー トルの点		大分市大字佐賀関及び大字 白木		共第七十三号

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
				区域	基点	点				
共第七十五号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	12月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域	基点第 103 号 大分市 蔦島東端 (伊賀瀬頂上)	イ 基点第103号から25度1,700メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木		共第七十五号
共第七十六号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	12月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域	基点第 103 号 大分市 蔦島東端 (伊賀瀬頂上)	イ 基点第103号から14度700メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木		共第七十六号
共第七十七号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	12月1日から 12月31日まで	大分市大字白木の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域	基点第 101 号 大分市大字白木玉井崎の標識	イ 基点第101号から79度550メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木		共第七十七号
共第七十八号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	12月1日から 12月31日まで	大分市大字白木の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域	基点第 101 号 大分市大字白木玉井崎の標識	イ 基点第101号から92度1,160メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木		共第七十八号
共第八十号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	12月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域	基点第 99 号 大分市松ヶ鼻	イ 基点第99号から318度1,700メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木		共第八十号

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
				区域	基点	点				
共第八十一号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字深江の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	基点第 113 号 白杵市大字深江飛潮鼻の標識	イ 基点第113号から319度30分2,000メートルの点 ロ 基点第113号から303度30分1,900メートルの点 ハ 基点第113号から324度30分900メートルの点 ニ 基点第113号から332度30分1,100メートルの点		白杵市大字白杵、大字板知屋、大字大泊、大字風成、大字深江及び大字市浜	共第八十一号	
共第八十七号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字四浦の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域	基点第 439 号 津久見市大字四浦高井島東端の標識	イ 基点第439号から17度30分750メートルの点		津久見市（大字保戸島を除く。）	共第八十七号	
共第九十号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字保戸島の地先	イを中心として半径300メートルの円によって囲まれた区域	基点第 126 号 津久見市大字保戸島高甲岩灯標	イ 基点第126号から3度3,050メートルの点		津久見市、白杵市並びに大分市大字佐賀関、大字白木及び大字一尺屋	共第九十号	
共第九十一号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字保戸島の地先	イを中心として半径300メートルの円によって囲まれた区域	基点第 126 号 津久見市大字保戸島高甲岩灯標	イ 基点第126号から34度5,850メートルの点		津久見市、白杵市並びに大分市大字佐賀関、大字白木及び大字一尺屋	共第九十一号	
共第九十二号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字保戸島の地先	イを中心として半径300メートルの円によって囲まれた区域	基点第 126 号 津久見市大字保戸島高甲岩灯標	イ 基点第126号から59度6,050メートルの点		津久見市、白杵市並びに大分市大字佐賀関、大字白木及び大字一尺屋	共第九十二号	

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
				区域	基点	点				
共第九十八号	第3種共同漁業 ぶり、いさぎ、 たい飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字大島 字水ノ子島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	基点第180号 佐伯市鶴見大字大 島字水の子2の1559 番地水ノ子島灯台	イ 基点第180号から 322度1,300メー トルの点 ロ 基点第180号から 31度1,200メー トルの点 ハ 基点第180号から 160度1,800メー トルの点 ニ 基点第180号から 205度1,900メー トルの点	佐伯市鶴見大 字丹賀浦、大 字梶寄浦及び 大字大島		共第九十八号	
共第九十九号	第3種共同漁業 ぶり、いさぎ、 たい飼付漁業	10月1日から 翌年1月31日まで	佐伯市鶴見大字大島 の地先	イを中心として半 径300メートルの 円によって囲まれ た区域	基点第1070号 佐伯市鶴見大字大 島1032番地（観音 鼻）の標識	イ 基点第1070号か ら先ノ瀬頂上見通 し線上550メー トルの点	佐伯市鶴見大 字丹賀浦、大 字梶寄浦及び 大字大島		共第九十九号	
共第百号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲江 浦の地先	イを中心として半 径500メートルの 円によって囲まれ た区域	基点第778号 佐伯市蒲江大字蒲 江浦猿島三ッグイ 東端の標識	イ 基点第778号から 112度2,100メー トルの点	佐伯市蒲江大 字猪串浦及び 大字蒲江浦		共第百号	

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号
	漁 業 の 種 類 及 び 名 称	漁 業 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域						
				区 域	基 点	点				
共第百三号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字保戸島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	基点第 125 号 津久見市大字保戸島東端（高月）の標識 基点第 126 号 津久見市大字保戸島高甲岩灯標	イ 基点第126号から8度30分250メートルの点 ロ 基点第126号から108度30分200メートルの点 ハ 基点第125号から155度200メートルの点 ニ 基点第125号から335度100メートルの点		津久見市大字保戸島		共第百三号
共第百六号	第3種共同漁業 ぶり、たい、いさき、あじ 飼付 漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字保戸島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	基点第 1126 号 津久見市大字保戸島保戸島港（中の島地区）防波堤灯台 基点第 1127 号 津久見市大字保戸島保戸島港（地下地区）大ぼそ防波堤の標識	イ 基点第1126号から279度175メートルの点 ロ 基点第1126号から314度531メートルの点 ハ 基点第1127号から265度390メートルの点 ニ 基点第1127号から265度190メートルの点 ホ 基点第1127号から204度223メートルの点 ヘ 基点第1127号から207度273メートルの点		津久見市大字保戸島		共第百六号

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
				区域	基点	点				
共第百七号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字大島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	基点第 1135 号 佐伯市鶴見大字大島字田野浦由が浦鼻の標識	イ 基点第1135号から303度30分1,000メートルの点 ロ 基点第1135号から311度30分670メートルの点 ハ 基点第1135号から327度770メートルの点 ニ 基点第1135号から315度30分1,100メートルの点		佐伯市鶴見		共第百七号
共第百八号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字梶寄浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	基点第 173 号 佐伯市鶴見大字丹賀浦女郎崎の標識	イ 基点第173号から67度510メートルの点 ロ 基点第173号から87度30分400メートルの点 ハ 基点第173号から97度740メートルの点 ニ 基点第173号から83度810メートルの点		佐伯市鶴見		共第百八号
共第百九号	第3種共同漁業 たい、いさき、あじ飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字長目の地先	イを中心として半径250メートルの円によって囲まれた区域	基点第 1141 号 津久見市大字長目2594番地の1の標柱	イ 基点第1141号から154度11分400メートルの点		津久見市（大字保戸島を除く。）		共第百九号

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
				区域	基点	点				
共第百十二号	第3種共同漁業 ぶり、いさぎ、 たい飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字保戸島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	基点第 125 号 津久見市大字保戸島東端（高月）の標識	イ 基点第125号から100度2,300メートルの点 ロ 基点第125号から105度2,900メートルの点 ハ 基点第125号から111度45分2,800メートルの点 ニ 基点第125号から109度15分2,200メートルの点		津久見市大字保戸島		共第百十二号
共第百十三号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関及び大字白木の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域	基点第 101 号 大分市大字白木玉井崎の標識	イ 基点第101号から122度22分3,250メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木		共第百十三号
共第百十四号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関の地先	イを中心として半径250メートルの円によって囲まれた区域	基点第 106 号 大分市高島南端（粒瀬頂上）	イ 基点第106号から161度1,730メートルの点		大分市大字佐賀関及び大字白木		共第百十四号

- 注 1 県、郡及び市町村の境界とは、最大高潮時海岸線における境界をいう。
2 河川における内水面と海面の境界は、特に定めのない場合は、告示日における最も海岸線寄りの県道又は国道に架設されている橋梁上流端までとする。
ただし、県道又は国道がない場合は、市町村道とする。
3 角度の表示は、特に定めのない場合は、すべて真方位とする。（以下、区画・定置の漁業権においても同じ。）
4 この表の第一種共同漁業に係る名称中の水産動植物の呼称に含まれる水産動植物の和名は次の表のとおりとする。

() の中は地方名称

番号	水産動植物の呼称	左に含まれているもの(標準和名)
1	う に	ばふんうに、むらさきうに、あかうに、しらひげうに、こしたかうに、さんしょううに
2	な ま こ	きんこ、おきなまこ、まなまこ、ふじなまこ
3	か め の て	かめのて
4	し ゃ こ	しゃこ、しゃこもどき、とげしゃこ
5	い せ え び	いせえび、にしきえび、ごしきえび
6	え む し	すじほしむし、すじほしむしもどき、ごかい、うちはごかい、いとめ、ちろり、まいずるちろり、いそちろり、いわむし、あかむし、ぎほしいそめ、すごかい、いそたましきごかい、たましきごかい、えらこ、ちんちろふさごかい、ちぐさみずひき
7	た こ	まだこ、いいだこ、てながだこ
8	と り が い	とりがい
9	ま て が い	まてがい、あかまてがい、おおまてがい
10	し お ふ き が い	しおふきがい
11	ば か が い	ばかがい(きぬがい)
12	み る く い	みるくい、なみがい(しろみるくい)
13	あ さ り	あさり、おにあさり、ひめあさり
14	うちむらさきがい	うちむらさきがい(おおあさり)
15	い そ し じ み	いそしじみがい(うまのつめ)
16	し じ み	やまとしじみ

番号	水産動植物の呼称	左に含まれているもの(標準和名)
17	は ま ぐ り	はまぐり、ちょうせんはまぐり
18	か き	いたぼがき、まがき、すみのえがき、いわがき、おはぐろがき、けがき
19	ひ お う ぎ が い	ひおうぎ、あずまにしき
20	い た や が い	いたやがい
21	た い ら ぎ	たいらぎ、はぼうきがい
22	い が い	いがい(こかい)、むらさきいがい
23	あ か が い	あかがい、さとうがい、さるぼう(もがい)、くいちがいさるぼう
24	ば い	ばい(べいがい)
25	つ め た が い	つめたがい、さきぐろたまつめたがい
26	に し	つのにし、あかにし、ながにし、てんぐにし、せんじゅがい、おにさぎえ、ころもがい
27	さ ざ え	さざえ
28	き さ ご	きさご、いほきさご、たんべいきさご(総称してやさらという)
29	に な	くぼがい、ばていら、こしだかがんがら、れいし、いぼにし、いしだたみがい、へなたりがい、うみにな、ほそうみにな
30	あ わ び	めがいがわび、まだかあわび、くろあわび、えぞあわび
31	と こ ぶ し	とこぶし、ふくとこぶし、まあなご、いぼあなご、(総称してながれこ、おいずという)
32	い ぎ す	いぎす、あみくさ、えごのり
33	お ご の り	おごのり、おとおごのり、しらも
34	ふ の り	まふのり、はなふのり、ふくろふのり

35	と さ か の り	とさかのり
36	む か で の り	むかでのり、おおむかでのり
37	て ん ぐ さ	まくさ、おにくさ (ろっかく)、ひらくさ
38	あ ま の り	あまのり・いわのり類
39	ほ ん だ わ ら	ほんだわら類
40	ひ じ き	ひじき
41	わ か め	わかめ、ひろめ、あおわかめ
42	く ろ め	くろめ、あらめ、かじめ、あんとかめ、つるあらめ
43	も ず く	もずく、ふともずく
44	あ お の り	すじあおのり、ひらあおのり、ぼうあおのり、うすばあおのり
45	ひ と え ぐ さ	ひろはのひとえぐさ、ひとえぐさ (総称してあおさという)

区画漁業権（真珠養殖業を除く）

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標（参考値）
区第二百三号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	9月1日から 11月30日まで	中津市の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に結んだ直線 によって囲まれた区域	イ 基点第1号から347度 10分2,990メートルの点	北緯 33-38-33 東経 131-11-22	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	中津市小祝新町、宇小祝、大字角木、下正路町、角木町、船頭町、船場町、片端町、大字大塚、大字牛神、大字東浜、大字大新田、大字田尻、大字是則、大字定留及び大字諸田	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						ロ 基点第1号から352度 4,175メートルの点	北緯 33-39-13 東経 131-11-26				
						ハ 基点第3号から12度 3,450メートルの点	北緯 33-38-06 東経 131-14-49				
						ニ 基点第3号から13度15 分2,435メートルの点	北緯 33-37-34 東経 131-14-43				
						基点第 1 号 中津市大字角木御船岬の 先端の標識					
						基点第 3 号 中津市大字田尻和間鼻西 新開堤防の北西端の標識					

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第二百九号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	9月1日から翌年4月30日まで	中津市の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ	基点第1号から10度45分1,650メートルの点	北緯 33-37-51 東経 131-12-00	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	中津市小祝新町、字小祝、大字角木、下正路町、角木町、船頭町、船場町、片端町、大字大塚、大字牛神、大字東浜及び大字大新田	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
						ロ	基点第1号から11度40分2,250メートルの点	北緯 33-38-10 東経 131-12-06			
						ハ	基点第2号から44度30分2,510メートルの点	北緯 33-37-40 東経 131-13-47			
						ニ	基点第3号から357度30分1,960メートルの点	北緯 33-37-20 東経 131-14-18			
						ホ	基点第3号から292度550メートルの点	北緯 33-36-23 東経 131-14-01			
						ヘ	基点第2号から54度310メートルの点	北緯 33-36-48 東経 131-12-48			
						ト	基点第2号から31度30分570メートルの点	北緯 33-36-58 東経 131-12-50			
						チ	基点第1号から324度50分935メートルの点	北緯 33-37-23 東経 131-11-27			
						リ	基点第1号から351度30分1,830メートルの点	北緯 33-37-57 東経 131-11-38			
								基点第1号			
		基点第2号	中津市大字米山米山海岸堤防の西端の標識								
		基点第3号	中津市大字田尻和間鼻西新開堤防の北西端の標識								

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第四百二号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	9月1日から翌年4月30日まで	宇佐市柳ヶ浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ	基点第63号から3度1,200メートルの点	北緯 33-34-47 東経 131-20-30	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	宇佐市大字江須賀、大字住江、大字神子山新田、大字郡中新田、大字高砂新田、大字順風新田、貴船町、子安町、住吉町、沖須町及び大字下乙女	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
						ロ	基点第63号から3度2,200メートルの点	北緯 33-35-19 東経 131-20-32			
						ハ	基点第9号から352度2,500メートルの点	北緯 33-35-25 東経 131-21-59			
						ニ	基点第9号から352度800メートルの点	北緯 33-34-30 東経 131-22-08			
						ホ	基点第9号から343度800メートルの点	北緯 33-34-29 東経 131-22-03			
						ヘ	基点第9号から345度30分1,290メートルの点	北緯 33-34-45 東経 131-22-00			
						ト	基点第8号から359度690メートルの点	北緯 33-34-56 東経 131-21-24			
						チ	基点第8号から309度10分1,080メートルの点	北緯 33-34-55 東経 131-20-52			
						リ	基点第8号から294度910メートルの点	北緯 33-34-45 東経 131-20-52			
							基点第8号	宇佐市大字住江弁才樋門階段西角の標識			
	基点第9号	宇佐市大字長洲小松橋下流側中央									
	基点第63号	宇佐市黒川橋の東側橋脚下流側中央									

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第四百五号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	9月1日から翌年6月30日まで	宇佐市大字長洲の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第1035号から307度30分285メートルの点	北緯 33-34-54 東経 131-22-22	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	宇佐市大字長洲	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	
						ロ 基点第1035号から349度30分1,290メートルの点	北緯 33-35-29 東経 131-22-22				ハ 基点第1236号から358度1,585メートルの点
						基点第 1035 号 宇佐市大字長洲長洲漁港(新港)の北東端角の標識					
						基点第 1236 号 宇佐市大字岩保新田和間漁港防波堤北西端角の標識					
区第四百八号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	9月1日から翌年4月30日まで	宇佐市和間の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第1236号から358度385メートルの点	北緯 33-34-43 東経 131-23-46	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	宇佐市大字蜷木、大字松崎、大字西大堀、大字佐々礼、大字岩保新田、大字久兵衛新田、大字北鶴田新田及び大字南鶴田新田	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	
						ロ 基点第1236号から358度1,585メートルの点	北緯 33-35-22 東経 131-23-45				ハ 基点第869号から342度1,955メートルの点
						基点第 869 号 宇佐市大字松崎(肥塚)2493の28番地(砂防堤の根基の中央から西へ145メートルの点)の標識					
						基点第 1236 号 宇佐市大字岩保新田和間漁港防波堤北西端角の標識					

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第七百十三号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	10月1日から翌年6月15日まで	国東市国見町向田の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第1262号から109度394メートルの点 ロ 基点第1262号から116度502メートルの点 ハ 基点第1262号から122度478メートルの点 ニ 基点第1262号から118度386メートルの点	北緯 33-39-25 東経 131-40-29 北緯 33-39-22 東経 131-40-32 北緯 33-39-21 東経 131-40-30 北緯 33-39-24 東経 131-40-28	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	国東市国見町	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	区第七百十三号
区第八百十号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	11月1日から翌年4月30日まで	東国東郡姫島村字両瀬の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第1129号から219度730メートルの点 ロ 基点第1129号から118度785メートルの点 ハ 基点第1129号から100度628メートルの点 ニ 基点第1129号から226度641メートルの点	北緯 33-43-24 東経 131-40-46 北緯 33-43-30 東経 131-41-31 北緯 33-43-39 東経 131-41-28 北緯 33-43-28 東経 131-40-46	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	東国東郡姫島村	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	区第八百十号
区第八百十一号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	11月1日から翌年6月30日まで	東国東郡姫島村の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第1270号から126度48分8メートルの点 ロ 基点1269号から126度48分8メートルの点 ハ 基点第1269号から126度48分51メートルの点 ニ 基点第1270号から126度48分51メートルの点	北緯 33-43-23 東経 131-40-28 北緯 33-43-28 東経 131-40-31 北緯 33-43-27 東経 131-40-32 北緯 33-43-22 東経 131-40-29	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	東国東郡姫島村	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	区第八百十一号

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第八百十二号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	11月1日から 翌年5月31日まで	東国東郡姫島村の 地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1286号から205 度15分151メートルの点 ロ 基点第1286号から161 度49分220メートルの点 ハ 基点第1286号から179 度05分323メートルの点 ニ 基点第1286号から206 度41分281メートルの点 基点第 1286 号 東国東郡姫島村2301番地 の3地先の標識	北緯 33-43-12 東経 131-39-07 北緯 33-43-09 東経 131-39-13 北緯 33-43-06 東経 131-39-10 北緯 33-43-08 東経 131-39-05	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	東国東郡姫島村	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第八百十二号
区第九百十号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	10月1日から 翌年6月30日まで	国東市国東町富来 の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1263号から355 度1,040メートルの点 ロ 基点第1263号から342 度1,851メートルの点 ハ 基点第1263号から299 度1,800メートルの点 ニ 基点第1263号から277 度1,100メートルの点 基点第 1263 号 国東市国東町国東港富来 浦北防波堤灯台	北緯 33-36-50 東経 131-43-02 北緯 33-37-13 東経 131-42-43 北緯 33-36-45 東経 131-42-04 北緯 33-36-21 東経 131-42-23	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	国東市国東町	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第九百十号
区第九百十一号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	10月1日から 翌年6月30日まで	国東市国東町重藤 の地先	基点第77号、イ、 ロ及び基点第1264 号の各点を順次に 結んだ直線と最大 高潮時海岸線によ って囲まれた区 域	基点第 77 号 国東市国東町と同市武蔵 町との境界 イ 基点第77号から85度57 分2,381メートルの点 ロ 基点第1264号から87度 20分1,847メートルの点 基点第 1264 号 国東市国東町治郎丸川河 口左岸南東端角	北緯 33-30-58 東経 131-43-54 北緯 33-31-03 東経 131-45-26 北緯 33-31-56 東経 131-45-26 北緯 33-31-53 東経 131-44-14	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	国東市国東町	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第九百十一号

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第九百十二号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	10月1日から翌年6月30日まで	国東市国東町富来の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第1263号から337度57分2,496メートルの点 ロ 基点第1263号から333度39分3,528メートルの点 ハ 基点第1263号から326度48分3,456メートルの点 ニ 基点第1263号から324度44分2,367メートルの点 基点第 1263 号 国東市国東町国東港富来浦北防波堤灯台	北緯 33-37-31 東経 131-42-29 北緯 33-37-59 東経 131-42-05 北緯 33-37-50 東経 131-41-52 北緯 33-37-19 東経 131-42-12	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	国東市国東町	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	区第九百十二号
区第九百十三号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	10月1日から翌年6月30日まで	国東市国東町富来の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第1263号から333度08分3,819メートルの点 ロ 基点第1290号から48度34分300メートルの点 ハ 基点第1290号から41度01分136メートルの点 ニ 基点第1263号から328度41分3,794メートルの点 基点第 1263 号 国東市国東町国東港富来浦北防波堤灯台 基点第 1290 号 国東市国東町来浦漁港北側防波堤の先端北西側角	北緯 33-38-07 東経 131-41-58 北緯 33-38-38 東経 131-41-33 北緯 33-38-35 東経 131-41-28 北緯 33-38-01 東経 131-41-49	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	国東市国東町	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	区第九百十三号

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第千十号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	10月1日から翌年6月30日まで	国東市武蔵町池ノ内の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第77号から86度52分788メートルの点 ロ 基点第77号から88度41分1,891メートルの点 ハ 基点第77号から129度24分2,446メートルの点 ニ 基点第77号から153度07分1,741メートルの点	北緯 33-30-59 東経 131-44-24 北緯 33-30-59 東経 131-45-07 北緯 33-30-08 東経 131-45-07 北緯 33-30-08 東経 131-44-24	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	国東市武蔵町	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	区第千十号
区第千十一号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	10月1日から翌年6月30日まで	国東市武蔵町池ノ内の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第77号から160度56分2,561メートルの点 ロ 基点第77号から142度01分3,072メートルの点 ハ 基点第77号から149度25分3,716メートルの点 ニ 基点第77号から165度21分3,307メートルの点	北緯 33-29-39 東経 131-44-26 北緯 33-29-39 東経 131-45-07 北緯 33-29-14 東経 131-45-07 北緯 33-29-14 東経 131-44-26	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	国東市武蔵町	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	区第千十一号
区第千百十号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	10月1日から翌年6月30日まで	国東市安岐町塩屋の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第79号から54度18分1,383メートルの点 ロ 基点第79号から80度38分2,031メートルの点 ハ 基点第79号から108度20分1,595メートルの点 ニ 基点第79号から91度53分618メートルの点	北緯 33-27-19 東経 131-43-49 北緯 33-27-04 東経 131-44-24 北緯 33-26-37 東経 131-44-05 北緯 33-26-52 東経 131-43-30	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	国東市安岐町	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	区第千百十号

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第七百一十号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	別府市上人ヶ浜町の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第1295号から42度307メートルの点 ロ 基点第1295号から43度227メートルの点 ハ 基点第1295号から138度334メートルの点 ニ 基点第1295号から123度517メートルの点	北緯 33-19-16 東経 131-30-08 北緯 33-19-14 東経 131-30-06 北緯 33-19-00 東経 131-30-08 北緯 33-18-59 東経 131-30-17	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	別府市	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	区第七百一十号
区第七百二十号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	別府市上人ヶ浜町の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第1295号から44度175メートルの点 ロ 基点第1295号から77度25メートルの点 ハ 基点第1295号から161度241メートルの点 ニ 基点第1295号から142度308メートルの点	北緯 33-19-13 東経 131-30-05 北緯 33-19-09 東経 131-30-01 北緯 33-19-01 東経 131-30-03 北緯 33-19-01 東経 131-30-07	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	別府市	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	区第七百二十号
区第七百三十号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	別府市大字北石垣の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第1296号から354度208メートルの点 ロ 基点第1296号から324度143メートルの点 ハ 基点第1296号から278度69メートルの点 ニ 基点第1296号から16度9メートルの点	北緯 33-18-43 東経 131-30-13 北緯 33-18-41 東経 131-30-11 北緯 33-18-37 東経 131-30-11 北緯 33-18-37 東経 131-30-14	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	別府市	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	区第七百三十号

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第二千五百十二号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	9月1日から翌年5月31日まで	臼杵市大字佐志生の地先	基点第1100号、イ、ロ及び基点第681号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域	基点第 1100 号 臼杵市大字佐志生字釜浦の市道佐志生本線擁壁工の標識	北緯 33-10-51 東経 131-49-58	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	臼杵市大字佐志生	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	
						イ 基点第1100号から基点第811号見通し線上220メートルの点	北緯 33-10-48 東経 131-50-05				
						ロ 基点第681号から黒島北端見通し線上100メートルの点	北緯 33-10-43 東経 131-50-02				
						基点第 681 号 臼杵市大字佐志生字尾本3688番地の6の埋立地角の標識	北緯 33-10-43 東経 131-49-59				
					基点第 811 号 臼杵市大字佐志生字黒島平ばえの標識						
区第二千五百十六号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	9月1日から翌年5月31日まで	臼杵市大字佐志生の地先	基点第676号、イ、ロ及び基点第677号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域	基点第 676 号 臼杵市大字佐志生藤田漁港南側防波堤の根基の標識	北緯 33-10-21 東経 131-49-46	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	臼杵市大字佐志生	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	
						イ 基点第676号から小三ツ子島頂上見通し線上230メートルの点	北緯 33-10-17 東経 131-49-54				
						ロ 基点第677号から小三ツ子島頂上見通し線上170メートルの点	北緯 33-10-09 東経 131-49-49				
						基点第 677 号 臼杵市大字佐志生字乗越5876番地(坊主山)の標識	北緯 33-10-11 東経 131-49-43				

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第二千七百一十号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	9月1日から翌年5月31日まで	臼杵市大字諏訪の地先	基点第682号、イ、ロ及び基点第683号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 682 号 臼杵市大字諏訪字ウソ越738番地(樋門上流端)の標識	北緯 33-07-37 東経 131-47-53	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	臼杵市大字諏訪及び大字大浜	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	
						イ 基点第682号から臼杵市大字臼杵68番地の4の防波堤暗渠見通し線上150メートルの点	北緯 33-07-32 東経 131-47-55				
						ロ 基点第683号から臼杵市洲崎埋立地東端見通し線上250メートルの点	北緯 33-07-43 東経 131-48-14				
						基点第 683 号 臼杵市大字諏訪字村下646番地の8の標識	北緯 33-07-47 東経 131-48-05				
区第二千五百二十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から12月31日まで	臼杵市大字佐志生の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第1000号から臼杵市はだか島頂上見通し線上180メートルの点	北緯 33-10-01 東経 131-49-39	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	臼杵市大字佐志生	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	
						ロ 基点第1000号から臼杵市はだか島頂上見通し線上380メートルの点	北緯 33-09-59 東経 131-49-46				
						ハ 基点第1000号から124度30分399メートルの点	北緯 33-09-56 東経 131-49-45				
						ニ 基点第1000号から140度40分216メートルの点	北緯 33-09-58 東経 131-49-38	2 漁場面積 1,000㎡あたり 成貝5,000個以内とする。			
						基点第 1000 号 臼杵市大字佐志生字折立5184の2番地(しゅんばち鼻)の標識					

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第二千七百二十二号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字中津浦 の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に結んだ直線 によって囲まれた区域	イ 基点第1147号から白杵市 大字深江すずれ鼻見通し 線上180メートルの点	北緯 33-08-51 東経 131-49-29	1 海上交通の安全確保のため、 養殖筏等の流出及び移動を 防止し、並びに設置場所を 表示する海上標識用灯火を 設置すること。 2 漁場面積 1,000㎡あたり 成貝5,000個以内とする。	白杵市大字大浜及び 大字中津浦	令和5年 9月1日から 令和10年8 月31日まで	
						ロ 基点第1147号から白杵市 大字深江すずれ鼻見通し 線上380メートルの点	北緯 33-08-48 東経 131-49-37				
						ハ 基点第1147号から126度 45分393メートルの点	北緯 33-08-45 東経 131-49-35				
						ニ 基点第1147号から141度 206メートルの点	北緯 33-08-47 東経 131-49-28				
						基点第 1147 号 白杵市大字中津浦 2 番地の 1 の標識					
区第二千七百二十三号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字深江の 地先	基点第404号、イ、ロ及び 基点第1250号の各点を順次に 結んだ直線と最大高潮時海岸 線とによって囲まれた区域	基点第 404 号 白杵市大字深江 字柿ノ浦(すずれ鼻)の標識	北緯 33-07-43 東経 131-52-33	1 海上交通の安全確保のため、 養殖筏等の流出及び移動を 防止し、並びに設置場所を 表示する海上標識用灯火を 設置すること。 2 漁場面積 1,000㎡あたり 成貝5,000個以内とする。	白杵市大字深江	令和5年 9月1日から 令和10年8 月31日まで	
						イ 基点第404号から桜鼻 見通し線上160メートルの点	北緯 33-07-42 東経 131-52-39				
						ロ 基点第1250号から96度 140メートルの点	北緯 33-07-37 東経 131-52-36				
						基点第 1250 号 白杵市大字深江 字柿ノ浦1089番地の4の標識	北緯 33-07-37 東経 131-52-31				

漁場計画番号	免許の内容							条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点	座標(参考値)				
区第二千七百二十四号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字深江の 地先	基点第1251号、 イ、ロ及び基点第 1252号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 1251 号 白杵市大字深江字柿ノ浦 1092番地の5の標識	北緯 33-07-35 東経 131-52-31	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。 2 漁場面積 1,000㎡あたり 成貝5,000個以 内とする。	白杵市大字深江	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第二千七百二十四号
区第二千八百二十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字長目 字伊崎の地先	基点第396号、 イ、ロ及び基点第 500号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 396 号 津久見市大字長目2654番 地(黒島西端)の標識	北緯 33-06-11 東経 131-53-29	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。 2 漁場面積 1,000㎡あたり 成貝5,000個以 内とする。	津久見市大字長 目	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第二千八百二十号
区第二千八百二十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字網代 浦の地先	基点第385号、基 点第386号、イ、 ロ及び基点第385 号の各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	基点第 385 号 津久見市大字網代琴浦の 標識	北緯 33-04-03 東経 131-55-16	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。 2 漁場面積 1,000㎡あたり 成貝5,000個以 内とする。	津久見市大字網 代	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第二千八百二十一号
区第二千八百二十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字網代 浦の地先	基点第386号、イ、 ロ及び基点第385 号の各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	基点第 386 号 津久見市大字網代網代島 えびす神社鳥居の中央	北緯 33-04-11 東経 131-55-10	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。 2 漁場面積 1,000㎡あたり 成貝5,000個以 内とする。	津久見市大字網 代	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第二千八百二十一号

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第三千九百二十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字羽 出浦の地先	基点第519号、 イ、ロ、ハ、ニ及 び基点第1253号の 各点を順次に結ん だ直線と最大高潮 時海岸線とによっ て囲まれた区域	基点第 519 号 佐伯市鶴見大字羽出浦矢 石鼻	北緯 32-57-18 東経 132-00-16	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。 2 漁場面積 1,000㎡あたり 成貝5,000個以 内とする。	佐伯市鶴見大字 羽出浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						イ 基点第519号から基点 第171号見通し線上100 メートルの点	北緯 32-57-18 東経 132-00-20				
						ロ 基点第1253号から185 度230メートルの点	北緯 32-57-07 東経 132-00-12				
						ハ 基点第1253号から195 度200メートルの点	北緯 32-57-08 東経 132-00-10				
						ニ 基点第1253号から基点 第1042号見通し線上60 メートルの点	北緯 32-57-13 東経 132-00-14				
						基点第 1253 号 佐伯市鶴見大字羽出浦字 矢石84番地1先の標識	北緯 32-57-14 東経 132-00-12				
						基点第 171 号 佐伯市鶴見大字中越浦と 同市鶴見大字丹賀浦との 境界(宇土崎)					
	基点第 1042 号 佐伯市鶴見大字中越浦字 高ナギ566番地3の標識										

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第三千九百二十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字中 越浦の地先	基点第1041号、 イ、ロ及び基点第 1246号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 1041 号 佐伯市鶴見大字中越浦字 高ナギ528番地10の標識 イ 基点第1041号から佐伯 市鶴見大字中越浦字宇戸 島頂上見通し線上180 メートルの点 ロ 基点第1041号から佐伯 市鶴見大字中越浦字宇戸 島頂上見通し線上180 メートルの点と基点第 1042号から佐伯市上浦大 字最勝海浦高平山頂上見 通し線上300メートルの 点とを結んだ直線と基点 第1246号から同市上浦大 字最勝海浦高平山頂上見 通し線の交点 基点第 1246 号 佐伯市鶴見大字中越浦字 高ナギ540番地1先の標 識 基点第 1042 号 佐伯市鶴見大字中越浦字 高ナギ566番地3の標識	北緯 32-56-24 東経 132-01-21 北緯 32-56-30 東経 132-01-24 北緯 32-56-30 東経 132-01-28 北緯 32-56-18 東経 132-01-33	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。 2 漁場面積 1,000㎡あたり 成貝5,000個以 内とする。	佐伯市鶴見大字 中越浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千九百二十一号
区第四千二十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字丹 賀浦の地先	基点第470号、イ 及び基点第1266号 の各点を順次に結 んだ直線と最大高 潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 470 号 佐伯市鶴見大字丹賀浦字 岩屋2番地1(宇土崎小 脇の鼻)の標識 イ 基点第470号と基点第 471号から佐伯市鶴見大 字大島高手島北東端見通 し線上300メートルの点 とを結んだ直線と基点第 1266号から佐伯市鶴見大 字大島高手島頂上見通し 線の交点 基点第 1266 号 佐伯市鶴見大字丹賀浦黒 岩の浜の標識 基点第 471 号 佐伯市鶴見大字丹賀浦赤 鼻の標識	北緯 32-57-13 東経 132-02-01 北緯 32-57-10 東経 132-02-16 北緯 32-57-01 東経 132-02-07	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。 2 漁場面積 1,000㎡あたり 成貝5,000個以 内とする。	佐伯市鶴見大字 丹賀浦及び大字 梶寄浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千二十号

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第四千四百二十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字畑野浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第1241号から292度110メートルの点 ロ 基点第1241号から348.5度110メートルの点 ハ 基点第1241号から335.5度202.5メートルの点 ニ 基点第1241号から306度200メートルの点	北緯 32-51-11 東経 131-57-11 北緯 32-51-13 東経 131-57-14 北緯 32-51-16 東経 131-57-12 北緯 32-51-14 東経 131-57-09	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積 1,000㎡あたり成貝5,000個以内とする。	佐伯市蒲江大字畑野浦及び大字楠本浦	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	区第四千四百二十号
区第四千五百二十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業 (新規)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲江浦字小蒲江の地先	基点第223号、イ、ロ及び基点第224号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第223号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字赤石5091番地(えびあじろ鼻)の標識 イ 基点第223号から基点第226号見通し線上200メートルの点 ロ 基点第224号から基点第225号見通し線上150メートルの点 基点第224号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字小蒲江漁港新防波堤の根基の標識 基点第225号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字米ツク4634番地(よこあじろ鼻)の標識 基点第226号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字米ツク4632番地1(よそいち鼻)の標識	北緯 32-47-20 東経 131-54-24 北緯 32-47-20 東経 131-54-32 北緯 32-47-32 東経 131-54-29 北緯 32-47-32 東経 131-54-24	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積 1,000㎡あたり成貝5,000個以内とする。	佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪串浦	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	区第四千五百二十一号

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第二千五百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字佐志生 及び大字下ノ江の 地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第761号から250度 230メートルの点	北緯 33-09-41 東経 131-50-30	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	白杵市大字佐志 生、大字下ノ 江、大字中津 浦、大字大浜、 大字諏訪、大字 白杵、大字板知 屋、大字大泊、 大字風成及び大 字深江	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						ロ 基点第761号から250度 1,030メートルの点	北緯 33-09-32 東経 131-50-01				
ハ 基点第815号から69度 710メートルの点	北緯 33-09-57 東経 131-49-47										
ニ 基点第815号から69度 1,520メートルの点	北緯 33-10-06 東経 131-50-16										
						基点第 761 号 白杵市大字佐志生字三ツ 子島鳥井ノ瀬頂上					
						基点第 815 号 白杵市大字下ノ江魚見鼻 東端の標識					
区第二千七百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字大泊字 津久見島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第763号から241度 13分220メートルの点	北緯 33-08-17 東経 131-51-24	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	白杵市大字大泊	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						ロ 基点第763号から241度 13分520メートルの点	北緯 33-08-12 東経 131-51-14				
ハ 基点第112号から245度 20分521メートルの点	北緯 33-08-24 東経 131-51-06										
ニ 基点第112号から250度 52分223メートルの点	北緯 33-08-28 東経 131-51-17										
						基点第 112 号 白杵市津久見島立ばえ					
						基点第 763 号 白杵市大字大泊字津久見 島1385番地の3 (ウノク ソばえ)の標識					

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第二千八百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字千怒 の地先	基点第391号、イ 及びロの各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 391 号 津久見市大字千怒489番 地の1(千怒崎小鼻)の 標識 イ 基点第391号から基点 第1237号見通し線上230 メートルの点 ロ 基点第391号から南側 堤防へ140メートルの点 基点第 1237 号 津久見市大字下青江津久 見市終末処理場の護岸北 端の標識	北緯 33-04-46 東経 131-52-58 北緯 33-04-45 東経 131-52-49 北緯 33-04-43 東経 131-52-54	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	津久見市大字千 怒及び高洲町	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第二千八百三十号
区第二千八百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字網代 の地先	基点第374号と基 点第1199号とを結 んだ直線及び基点 第1200号、イ及び 基点第377号の各 点を順次に結んだ 直線と最大高潮時 海岸線から50メー トルの線とによっ て囲まれた区域	基点第 374 号 津久見市大字網代字腹間 4950番地の1の標識 基点第 1199 号 津久見市大字網代玉島東 端 基点第 1200 号 津久見市大字網代玉島西 端 イ 基点第1200号と基点第 379号とを結んだ直線 と、基点第377号と津久 見市大字日見辰ヶばえと を結んだ直線との交点 基点第 377 号 津久見市大字網代4804番 地の2(長藻鼻)の標識 基点第 379 号 津久見市大字網代3541番 地(江ノ浦松ヶ鼻)の標 識	北緯 33-05-12 東経 131-55-53 北緯 33-05-11 東経 131-55-50 北緯 33-05-10 東経 131-55-48 北緯 33-04-50 東経 131-55-45 北緯 33-04-48 東経 131-55-58	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	津久見市大字網 代、大字日見及 び高洲町	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第二千八百三十一号

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第二千八百三十三号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字長目 字楠屋の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第671号から147度 54分198メートルの点 ロ 基点第671号から154度 30分648メートルの点 ハ 基点671号から105度42 分1,036メートルの点 ニ 基点第671号から80度 30分839メートルの点 基点第 671 号 津久見市大字長目字玉ヶ 浦2586番地の標識	北緯 33-07-00 東経 131-54-12 北緯 33-06-47 東経 131-54-18 北緯 33-06-56 東経 131-54-46 北緯 33-07-10 東経 131-54-39	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	津久見市大字長 目及び高洲町	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第二千八百三十三号
区第二千八百三十四号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式 養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字四浦 の地先	基点第373号、イ 及び基点第1061号 の各点を順次に結 んだ直線と最大高 潮時海岸線から 100メートルの線 とによって囲まれ た区域	基点第 373 号 津久見市大字四浦34番地 の8(観音埼内鼻)の標 識 イ 基点第373号と津久見 市大字四浦字白小島とを 結んだ直線と、基点第 1061号から79度の線との 交点 基点第 1061 号 津久見市大字四浦字黒ば え286番地の標識	北緯 33-05-44 東経 131-56-31 北緯 33-05-04 東経 131-56-33 北緯 33-05-01 東経 131-56-14		津久見市大字四 浦字荒代、同字 鳩浦及び高洲町	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第二千八百三十四号

(条件)

- 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
- 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が21,600平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。
形状：長方形、規格：30メートル×40メートル、台数：2台
形状：長方形、規格：40メートル×60メートル、台数：8台
- 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖しないこと。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第二千八百三十五号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字四浦 の地先	基点第373号、 イ、ロ、ハ及び基 点第1061号の各点 を順次に結んだ直 線と最大高潮時海 岸線から100メー トルの線とによっ て囲まれた区域	基点第 373 号 津久見市大字四浦34番地 の8(観音埼内鼻)の標 識 イ 基点第373号から津久 見市大字四浦字白小島見 通し線上最大高潮時海岸 線から100メートルの点 ロ 基点第373号から128度 36分130メートルの点 ハ 基点第1061号から79度 604メートルの点 基点第 1061 号 津久見市大字四浦字黒ば え286番地の標識	北緯 33-05-44 東経 131-56-31 北緯 33-05-38 東経 131-56-31 北緯 33-05-42 東経 131-56-35 北緯 33-05-04 東経 131-56-37 北緯 33-05-01 東経 131-56-14	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	津久見市大字四 浦字荒代、同字 鳩浦及び高洲町	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第二千八百三十五号
区第二千八百四十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字四浦 字田ノ浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1205号から293 度582メートルの点 ロ 基点第1205号から261 度544メートルの点 ハ 基点第1205号から251 度256メートルの点 ニ 基点第1205号から310 度321メートルの点 基点第 1205 号 津久見市大字四浦字田ノ 浦四浦漁港田ノ浦西防波 堤の突端	北緯 33-04-32 東経 131-58-54 北緯 33-04-22 東経 131-58-54 北緯 33-04-22 東経 131-59-06 北緯 33-04-32 東経 131-59-06	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	津久見市大字四 浦(字荒代及び 字鳩浦を除 く。)	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第二千八百四十号

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第二千八百四十一号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式 養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字四浦 字田ノ浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1205号から293 度582メートルの点 ロ 基点第1205号から261 度544メートルの点 ハ 基点第1205号から251 度256メートルの点 ニ 基点第1205号から310 度321メートルの点 基点第 1205 号 津久見市大字四浦字田ノ 浦四浦漁港田ノ浦西防波 堤の突端	北緯 33-04-32 東経 131-58-54 北緯 33-04-22 東経 131-58-54 北緯 33-04-22 東経 131-59-06 北緯 33-04-31 東経 131-59-05		津久見市大字四 浦(字荒代及び 字鳩浦を除 く。)	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第二千八百四十一号
						(条件) 1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の 総面積が9,034平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状：円形、規格：直径30メートル、台数：3台 形状：円形、規格：直径20メートル、台数：1台 形状：長方形、規格：80メートル×40メートル、台数：2台 形状：正方形、規格：10メートル×10メートル、台数：2台 3 当該漁業権に係る漁場の区域において天然種苗の活込みを行ってはならない。なお、「天然種苗の活込み」とは、天然から採 捕したくろまぐろを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入することをいう。 4 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖しないこと。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りで ない。					
区第三千三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字保戸 島の地先	基点第1148号、イ、 ロ、ハ及び基点第 1184号を結んだ直 線と最大高潮時海 岸線とによって囲 まれた区域	基点第 1148 号 津久見市大字保戸島地下 南防波堤と新地物揚場の 交点 イ 基点第1148号から276 度18メートルの点 ロ 基点第1148号から218 度243メートルの点 ハ 基点第1184号から334 度135メートルの点 基点第 1184 号 津久見市大字保戸島カモ ンバエ北端	北緯 33-06-11 東経 132-00-21 北緯 33-06-11 東経 132-00-20 北緯 33-06-05 東経 132-00-15 北緯 33-06-00 東経 132-00-10 北緯 33-05-56 東経 132-00-12	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	津久見市大字保 戸島	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千三十号

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第三千二百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市上浦大字最勝海浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第848号から140度376メートルの点 ロ 基点第848号から170度1,309メートルの点 ハ 基点第848号から211度1,492メートルの点 ニ 基点第848号から250度808メートルの点	北緯 33-02-49 東経 131-57-12 北緯 33-02-16 東経 131-57-11 北緯 33-02-17 東経 131-56-33 北緯 33-02-49 東経 131-56-33	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市上浦大字最勝海浦	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	区第三千二百三十号
区第三千二百三十一号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市上浦大字最勝海浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第848号から164度823メートルの点 ロ 基点第848号から170度1,309メートルの点 ハ 基点第848号から211度1,492メートルの点 ニ 基点第848号から225度1,091メートルの点	北緯 33-02-33 東経 131-57-11 北緯 33-02-16 東経 131-57-11 北緯 33-02-17 東経 131-56-33 北緯 33-02-33 東経 131-56-33		佐伯市上浦大字最勝海浦	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	区第三千二百三十一号

(条件)

- 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
- 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が50,580平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。
形状：長方形、規格：80メートル×48メートル、台数：12台
形状：正方形、規格：50メートル×30メートル、台数：3台
- 当該漁業権に係る漁場の区域において天然種苗の活込みを行ってはならない。なお、「天然種苗の活込み」とは、天然から採捕したくろまぐろを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入することをいう。
- 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖してはならない。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第三千二百三十七号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市上浦大字浅 海井浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1176号から44度 616メートルの点 ロ 基点第1176号から61度 939メートルの点 ハ 基点第1176号から87度 829メートルの点 ニ 基点第1176号から84度 430メートルの点 基点第 1176 号 佐伯市上浦大字浅海井浦 2396番地1(暗渠)の標 識	北緯 33-02-27 東経 131-55-29 北緯 33-02-27 東経 131-55-44 北緯 33-02-14 東経 131-55-44 北緯 33-02-14 東経 131-55-29	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市上浦大字 浅海井浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千二百三十七号
区第三千二百三十八号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式 養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市上浦大字最 勝海浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ 及びイの各点を順 次に結んだ直線に よって囲まれた区 域	イ 基点第143号から98度 889メートルの点 ロ 基点第143号から122度 1,046メートルの点 ハ 基点第143号から146度 977メートルの点 ニ 基点第143号から169度 967メートルの点 ホ 基点第143号から144度 307メートルの点 基点第 143 号 佐伯市上浦大字最勝海浦 字塩屋ヶ浦3549番地1の 地先の岩の標識(唐船 鼻)	北緯 33-02-42 東経 131-59-06 北緯 33-02-28 東経 131-59-06 北緯 33-02-20 東経 131-58-53 北緯 33-02-15 東経 131-58-39 北緯 33-02-38 東経 131-58-39	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置するこ と。 2 当該漁業権に 係る区画漁業で 用いられる養殖 用種苗は、人工 種苗でなくては ならない。	佐伯市上浦大字 最勝海浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千二百三十八号

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第三千二百三十九号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式 養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市上浦大字最勝海浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第143号から162度265メートルの点	北緯 33-02-38 東経 131-58-35	佐伯市上浦大字最勝海浦	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	区第三千二百三十九号	
						ロ 基点第143号から基点第1145号見通し線上950メートルの点	北緯 33-02-15 東経 131-58-35				
						ハ 基点第143号から214度1,140メートルの点	北緯 33-02-16 東経 131-58-07				
						ニ 基点第143号から249度660メートルの点	北緯 33-02-39 東経 131-58-08				
					基点第 143 号 佐伯市上浦大字最勝海浦字塩屋ヶ浦3549番地1の地先の岩の標識(唐船鼻)						
					基点第 1145 号 佐伯市大字荒網代浦竹ヶ島灯台						
					(条件)						
					1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。						
					2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が56,595平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。						
					形状：長方形、規格：38.5メートル×4.2メートル、台数：35台						
					3 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、179尾を超えてはならない。なお、「天然種苗の活込尾数」とは、天然から採捕したくろまぐろを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入した時の、当該くろまぐろの尾数をいう。						
					4 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖しないこと。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。						

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第三千二百四十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	4月1日から 9月30日まで	佐伯市上浦大字最 勝海浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ 及びイの各点を順 次に結んだ直線に よって囲まれた区 域	イ 基点第1289号から293 度1,105メートルの点	北緯 33-03-54 東経 132-00-24	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。 2 当該漁業権に 係る区画漁業で 養殖される魚 は、区第3230号 に係る区画漁業 で養殖の用に供 される施設から 移送されたもの でなければならない。	佐伯市上浦大字 最勝海浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						ロ 基点第1289号から306 度1,026メートルの点	北緯 33-04-00 東経 132-00-31				
						ハ 基点第1289号から298 度621メートルの点	北緯 33-03-49 東経 132-00-42				
						ニ 基点第1289号から274 度809メートルの点	北緯 33-03-42 東経 132-00-32				
						ホ 基点第1289号から286 度1,064メートルの点	北緯 33-03-50 東経 132-00-24				
						基点第 1289 号 佐伯市上浦大字最勝海浦 蒲戸崎の標識					
区第三千二百四十一号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式 養殖業	団体漁業権	4月1日から 9月30日まで	佐伯市上浦大字最 勝海浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ 及びイの各点を順 次に結んだ直線に よって囲まれた区 域	イ 基点第1289号から293 度1,105メートルの点	北緯 33-03-54 東経 132-00-24	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。 2 当該漁業権に 係る区画漁業で 養殖されるくろ まぐろは、区第 3231号、区第 3238号又は区第 3239号に係る区 画漁業で養殖の 用に供される施 設から移送され たものでなければ ならない。	佐伯市上浦大字 最勝海浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						ロ 基点第1289号から322 度1,007メートルの点	北緯 33-04-06 東経 132-00-39				
						ハ 基点第1289号から324 度589メートルの点	北緯 33-03-55 東経 132-00-50				
						ニ 基点第1289号から274 度809メートルの点	北緯 33-03-42 東経 132-00-32				
						ホ 基点第1289号から286 度1,064メートルの点	北緯 33-03-50 東経 132-00-24				
						基点第 1289 号 佐伯市上浦大字最勝海浦 蒲戸崎の標識					

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第三千三百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字護江彦 島の地先	基点第481号、 イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及び基点第1043 号の各点を順次に 結んだ直線と最大 高潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 481 号 佐伯市大字護江彦島久保 浦東側突端の標識	北緯 33-00-46 東経 131-54-31	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市大字護 江、大字狩生及 び大字二栄	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						イ 基点第481号から佐伯 市大字護江風無ハチク山 突端見通し線上100メー トルの点	北緯 33-00-48 東経 131-54-28				
						ロ 基点第148号から佐伯 市大字護江風無間口東端 見通し線上50メートルの 点	北緯 33-00-55 東経 131-54-42				
						ハ ロの点から佐伯市大字 二栄官島頂上見通し線上 150メートルの点	北緯 33-00-57 東経 131-54-47				
						ニ 基点第1044号から佐伯 市大字高松浦メバル鼻見 通し線上100メートルの 点	北緯 33-00-50 東経 131-54-50				
						ホ 基点第1043号から基点 第1007号見通し線上50 メートルの点	北緯 33-00-34 東経 131-54-46				
						基点第 1043 号 佐伯市大字護江字彦島 1142の2番地(マアジロ 鼻の突端)の標識	北緯 33-00-34 東経 131-54-44				
						基点第 1044 号 佐伯市大字護江字彦島 1225番地(ハタガシリ鼻 の突端のエエバエ)の標 識					
						基点第 1007 号 佐伯市大字高松浦金比羅 の鼻の標識					
						基点第 148 号 佐伯市大字護江彦島北端					

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第三千五百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字片神浦 の地先	基点第445号、 イ、ロ及び基点第 855号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 445 号 佐伯市大字片神浦ドウダ テの標識	北緯 33-00-13 東経 131-55-03	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市大字片神 浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						イ 基点第445号から基点 第149号見通し線上150 メートルの点	北緯 33-00-16 東経 131-54-58				
						ロ 基点第855号から佐伯 市大字護江彦島の南から 1番目の山頂見通し線上 150メートルの点	北緯 33-00-29 東経 131-55-03				
					基点第 855 号 佐伯市大字片神浦1番地 2と同2番地2の境界の 標識	北緯 33-00-29 東経 131-55-08					
				基点第 149 号 佐伯市大字護江彦島南端		北緯 33-00-29 東経 131-55-08					
区第三千五百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字高松浦 の地先	基点第1007号、イ、 ロ及び基点第855 号の各点を順次に 結んだ直線と最大 高潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 1007 号 佐伯市大字高松浦金比羅 の鼻の標識	北緯 33-00-35 東経 131-55-11	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市大字高松 浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						イ 基点第1007号から佐伯 市大字護江彦島の送電線 鉄塔北見通し線上150 メートルの点	北緯 33-00-36 東経 131-55-06				
						ロ 基点第855号から佐伯 市大字護江彦島の南から 1番目の山頂見通し線上 150メートルの点	北緯 33-00-29 東経 131-55-03				
					基点第 855 号 佐伯市大字片神浦1番地 2と同2番地2の境界の 標識	北緯 33-00-29 東経 131-55-08					

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第三千五百三十二号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字久保浦 の地先	基点第156号、イ、 ロ及び基点第1143 号の各点を順次に 結んだ直線と最大 高潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 156 号 佐伯市大字久保浦大久保 鼻西の鼻 イ 基点第156号から324度 160メートルの点 ロ 基点第1143号から基点 第149号見通し線上160 メートルの点 基点第 1143 号 佐伯市大字久保浦字内原 214番地(北突端)の標 識 基点第 149 号 佐伯市大字護江彦島南端	北緯 32-59-43 東経 131-54-52 北緯 32-59-48 東経 131-54-48 北緯 32-59-53 東経 131-54-57 北緯 32-59-49 東経 131-55-00	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市大字久保 浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千五百三十二号
区第三千五百三十五号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字守後浦 の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第157号から佐伯 市大字霞ヶ浦下り松鼻見 通し線上140メートルの 点 ロ 基点第1132号から290 度150メートルの点 ハ 基点第1132号から290 度50メートルの点 ニ 基点第157号から佐伯 市大字霞ヶ浦下り松鼻見 通し線上40メートルの点 基点第 157 号 佐伯市大字守後浦424番 地(守後鼻)の標識 基点第 1132 号 佐伯市大字守後浦753番 地1の地先の標識	北緯 32-59-18 東経 131-54-32 北緯 32-59-28 東経 131-54-35 北緯 32-59-27 東経 131-54-38 北緯 32-59-17 東経 131-54-35	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市大字守後 浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千五百三十五号

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第三千六百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字片神浦 字竹ヶ谷の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第444号から基点 第1187号見通し線上100 メートルの点 ロ 基点第444号から基点 第1187号見通し線上340 メートルの点 ハ 基点第1133号から基点 第1134号見通し線上190 メートルの点 ニ 基点第1133号から基点 第1134号見通し線上40 メートルの点 基点第 444 号 佐伯市大字片神浦1290番 地と大字塩内浦1番地の 境界の標識 基点第 1133 号 佐伯市大字片神浦1120の 2番地の地先の標識 基点第 1134 号 佐伯市大字片神浦667番 地と大字片神浦668番地 2の境界の地先の標識 基点第 1187 号 佐伯市大字片神浦667番 地2と大字日向泊浦1069 番地の境界の標識	北緯 32-59-54 東経 131-55-50 北緯 32-59-59 東経 131-55-43 北緯 32-59-53 東経 131-55-39 北緯 32-59-49 東経 131-55-42	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市大字片神 浦字竹ヶ谷	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千六百三十号
区第三千六百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字荒網代 浦片白島の地先	基点第1202号、イ、 ロ及び基点第1033 号の各点を順次に 結んだ直線と最大 高潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 1202 号 佐伯市大字荒網代浦片白 島北端 イ 基点第1202号から佐伯 市大入島元ヶ鼻見通し線 上280メートルの点 ロ 基点第1033号から佐伯 市大入島トウドウ鼻見通 し線上280メートルの点 基点第 1033 号 佐伯市大字荒網代浦片白 島南の鼻の標識	北緯 32-59-44 東経 131-57-16 北緯 32-59-45 東経 131-57-06 北緯 32-59-32 東経 131-57-08 北緯 32-59-36 東経 131-57-18	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市大字荒網 代浦、大字塩内 浦、大字日向泊 浦及び大字片神 浦字竹ヶ谷	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千六百三十一号

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第三千六百三十二号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字日向泊 浦の地先	基点第1102号、イ、 ロ、ハ、ニ、ホ及び 基点第1102号の各 点を順次に結んだ 直線によって囲ま れた区域	基点第 1102 号 佐伯市大字日向泊浦字中 アジロ949番地2の標識	北緯 33-00-18 東経 131-56-03	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市大字日向 泊浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						イ 基点第1102号から佐伯 市大字塩内浦の大羽山東 端見通し線上150メー ルの点	北緯 33-00-14 東経 131-56-07				
						ロ 基点第444号から基点 第1187号見通し線上300 メートルの点	北緯 32-59-58 東経 131-55-44				
						ハ 基点第444号から基点 第1187号見通し線上150 メートルの点	北緯 32-59-55 東経 131-55-49				
						ニ 基点第1101号から基点 第1033号見通し線上340 メートルの点	北緯 33-00-17 東経 131-56-16				
						ホ 基点第1101号から基点 第1033号見通し線上50 メートルの点	北緯 33-00-22 東経 131-56-07				
						基点第 444 号 佐伯市大字片神浦1290番 地と大字塩内浦1番地の 境界の標識					
						基点第 1033 号 佐伯市大字荒網代浦片白 島南の鼻の標識					
						基点第 1101 号 佐伯市大字日向泊浦字カ ゲノ浦702番地の標識					
						基点第 1187 号 佐伯市大字片神浦667番 地2と大字日向泊浦1069 番地の境界の標識					
区第三千八百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字有 明浦の地先	基点第779号、 イ、ロ及び基点第 780号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 779 号 佐伯市鶴見大字有明浦字 小網代25番地の標識	北緯 32-56-44 東経 131-58-37	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 有明浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						イ 基点第779号から佐伯 市鶴見大字有明浦亀の甲 鼻見通し線上150メー ルの点	北緯 32-56-44 東経 131-58-43				
						ロ 基点第780号から97度 200メートルの点	北緯 32-56-37 東経 131-58-42				
						基点第 780 号 佐伯市鶴見大字有明浦字 小網代31番地の標識	北緯 32-56-37 東経 131-58-34				

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号		
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点					座標(参考値)	
区第三千八百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字有 明浦の地先	基点第289号、 イ、ロ及び基点第 290号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 289 号 佐伯市鶴見大字有明浦切 の鼻の標識	北緯 32-57-13 東経 131-59-21	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 有明浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千八百三十一号	
						イ 基点第289号から261度 44分97メートルの点	北緯 32-57-13 東経 131-59-18					
					ロ 基点第290号から234度 53分307メートルの点	北緯 32-56-59 東経 131-59-24						
					基点第 290 号 佐伯市鶴見大字有明浦 1574番地(排水管中央) の標識	北緯 32-57-04 東経 131-59-34						
区第三千八百三十二号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字沖 松浦の地先	基点第1229号、 イ、ロ、ハ、ニ及 び基点第1292号の 各点を順次に結ん だ直線と最大高潮 時海岸線とによっ て囲まれた区域	基点第 1229 号 佐伯市鶴見大字沖松浦字 塚野1254番地11の地先の 埋立地南側の突端の標識	北緯 32-57-23 東経 131-57-36	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 沖松浦及び大字 地松浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千八百三十二号	
							イ 基点第1229号から257 度260メートルの点					北緯 32-57-21 東経 131-57-27
							ロ 基点第1230号から佐伯 市鶴見大字地松浦水産物 流通加工センター中突堤 突端南側見通し線上272 メートルの点					北緯 32-57-06 東経 131-57-38
							ハ 基点第1230号から佐伯 市鶴見大字地松浦水産物 流通加工センター中突堤 突端南側見通し線上68 メートルの点					北緯 32-57-09 東経 131-57-45
							ニ 基点第1292号から237 度40メートルの点					北緯 32-57-15 東経 131-57-43
					基点第 1292 号 佐伯市鶴見大字沖松浦字 ウバガ浦1249番地6地先 の1246番地20の防波堤の 標識	北緯 32-57-16 東経 131-57-44						
					基点第 1230 号 佐伯市鶴見大字沖松浦字 ウバガ浦1246番地18地先 の1246番地20の防波堤の 標識							

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第三千八百三十三号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字沖松浦の地先	基点第1014号、イ及び基点第1015号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 1014 号 佐伯市鶴見大字沖松浦1384の2番地(旧防波堤突端の西角)の標識	北緯 32-57-20 東経 131-58-11	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市鶴見大字沖松浦	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	
					イ 基点第1014号と佐伯市鶴見西ノ瀬灯浮標とを結んだ直線と、基点第1015号と佐伯市鶴見三栗島頂上とを結んだ直線との交点	北緯 32-57-28 東経 131-58-13					
					基点第 1015 号 佐伯市鶴見大字沖松浦1395の3番地の標識	北緯 32-57-25 東経 131-58-21					
区第三千八百三十四号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字沖松浦の地先	基点第1016号、イ、ロ及び基点第1017号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 1016 号 佐伯市鶴見大字沖松浦1403番地(旧防波堤突端の東角)の標識	北緯 32-57-30 東経 131-58-16	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市鶴見大字沖松浦	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	
						イ 基点第1014号と佐伯市鶴見西ノ瀬灯浮標とを結んだ直線と、基点第1016号と佐伯市鶴見鶴ノはえ頂上とを結んだ直線との交点	北緯 32-57-31 東経 131-58-14				
						ロ 基点第1014号と佐伯市鶴見西ノ瀬灯浮標とを結んだ直線と、基点第1017号と佐伯市鶴見八島頂上とを結んだ直線との交点	北緯 32-57-39 東経 131-58-17				
						基点第 1017 号 佐伯市鶴見大字沖松浦1416の1番地と同1418番地の境界の標識	北緯 32-57-37 東経 131-58-23				
					基点第 1014 号 佐伯市鶴見大字沖松浦1384の2番地(旧防波堤突端の西角)の標識						

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第三千八百三十五号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字有 明浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 へ及びイの各点を 順次に結んだ直線 によって囲まれた 区域	イ 基点第1268号から233 度8分15メートルの点	北緯 32-56-58 東経 131-59-27	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市鶴見大字 有明浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						ロ 基点第1268号から210 度39分94メートルの点	北緯 32-56-56 東経 131-59-25				ハ 基点第1268号から142 度18分169メートルの点
						基点第 1268 号 佐伯市鶴見大字有明浦有明漁港鮪浦北側防波堤突端の標識					
区第三千八百三十六号	第1種区画漁業 くろまぐる小割式 養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字有 明浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 へ及びイの各点を 順次に結んだ直線 によって囲まれた 区域	イ 基点第1268号から233 度8分15メートルの点	北緯 32-56-58 東経 131-59-27	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	佐伯市鶴見大字 有明浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						ロ 基点第1268号から210 度39分94メートルの点	北緯 32-56-56 東経 131-59-25				ハ 基点第1268号から142 度18分169メートルの点
						基点第 1268 号 佐伯市鶴見大字有明浦有明漁港鮪浦北側防波堤突端の標識					

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第三千九百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字羽 出浦の地先	基点第781号、 イ、ロ及び基点第 782号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 781 号 佐伯市鶴見大字羽出浦 205番地の標識 イ 基点第781号から佐伯 市鶴見大字中越浦宇島江 500番地1龍宮の鼻西端見 通し線上250メートルの 点 ロ 基点782号から佐伯市 鶴見大字羽出浦沖のはえ 見通し線上250メートル の点 基点第 782 号 佐伯市鶴見大字羽出浦 219番地の標識	北緯 32-56-59 東経 131-59-54 北緯 32-56-54 東経 132-00-02 北緯 32-56-51 東経 131-59-57 北緯 32-56-57 東経 131-59-51	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 羽出浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千九百三十号
区第三千九百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字羽 出浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第509号から基点 第1041号見通し線上50 メートルの点 ロ 基点第509号から基点 第1041号見通し線上250 メートルの点 ハ 基点第1234号から基点 第1041号見通し線上250 メートルの点 ニ 基点第1234号から基点 第1041号見通し線上50 メートルの点 基点第 509 号 佐伯市鶴見大字羽出浦作 網代北端の排水管中央 基点第 1041 号 佐伯市鶴見大字中越浦宇 高ナギ528番地10の標識 基点第 1234 号 佐伯市鶴見大字羽出浦 712番地2地先の標識	北緯 32-56-31 東経 131-59-55 北緯 32-56-30 東経 132-00-03 北緯 32-56-25 東経 132-00-00 北緯 32-56-25 東経 131-59-53	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 羽出浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千九百三十一号

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第四千百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字大 島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1211号から305 度1,255メートルの点 ロ 基点第1211号から325 度1,198メートルの点 ハ 基点第1211号から337 度487メートルの点 ニ 基点第1211号から287 度525メートルの点	北緯 32-58-43 東経 132-03-46 北緯 32-58-52 東経 132-03-59 北緯 32-58-34 東経 132-04-18 北緯 32-58-25 東経 132-04-06	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市鶴見	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千百三十号
区第四千百三十一号	第1種区画漁業 くろまぐる小割式 養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字大 島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 へ及びイの各点を 順次に結んだ直線 によって囲まれた 区域	イ 基点第1211号から305 度1,255メートルの点 ロ 基点第1211号から319 度20分1,218メートルの 点 ハ 基点第1211号から322 度05分473メートルの点 ニ 基点第1211号から302 度20分482メートルの点 ホ 基点第1211号から307 度714メートルの点 へ 基点第1211号から300 度736メートルの点	北緯 32-58-43 東経 132-03-46 北緯 32-58-50 東経 132-03-55 北緯 32-58-32 東経 132-04-14 北緯 32-58-28 東経 132-04-10 北緯 32-58-34 東経 132-04-03 北緯 32-58-32 東経 132-04-01		佐伯市鶴見	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千百三十一号

(条 件)

- 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
- 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が13,738平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。
形状：円形、規格：直径25メートル、台数：28台
- 当該区画漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、合計で2,568尾を超えてはならない。なお、「天然種苗の活込尾数」とは、天然から採捕したくろまぐるを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入した時の、当該くろまぐるの尾数をいう。
- 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖しないこと。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第四千三百三十三号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式 養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字大 島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1211号から300 度736メートルの点 ロ 基点第1211号から307 度714メートルの点 ハ 基点第1211号から302 度482メートルの点 ニ 基点第1211号から287 度525メートルの点	北緯 32-58-32 東経 132-04-01 北緯 32-58-34 東経 132-04-03 北緯 32-58-28 東経 132-04-10 北緯 32-58-25 東経 132-04-06	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。 2 当該漁業権に 係る区画漁業で 用いられる養殖 用種苗は、人工 種苗でなくては ならない。	佐伯市鶴見大字 大島及び大字地 松浦206番地25	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千三百三十三号
区第四千三百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津大字 小浦の地先	基点第284号、イ、 ロ及び基点第277 号の各点を順次に 結んだ直線と最大 高潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 284 号 佐伯市米水津大字小浦字 楠ノ浦651番地の標識 イ 基点第284号から佐伯 市米水津大字浦代浦元越 山頂上見通し線上100 メートルの点 ロ 基点第277号から佐伯 市米水津大字浦代浦元越 山頂上見通し線上60メー トルの点	北緯 32-54-54 東経 131-59-36 北緯 32-54-52 東経 131-59-32 北緯 32-54-41 東経 131-59-40	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市米水津大 字小浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千三百三十号
区第四千三百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津大字 小浦の地先	基点第284号と基 点第282号とを結 んだ直線と最大高 潮時海岸線から50 メートルの線とに よって囲まれた区 域	基点第 282 号 佐伯市米水津大字小浦 523番地(小浦防波堤の 突端)の標識 基点第 284 号 佐伯市米水津大字小浦字 楠ノ浦651番地の標識	北緯 32-55-05 東経 131-59-34 北緯 32-54-54 東経 131-59-36	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市米水津大 字小浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千三百三十一号

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第四千三百三十四号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津大字 竹野浦の地先	基点第280号、イ、 ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ 及び基点第1216号 の各点を順次に結 んだ直線と最大高 潮時海岸線から50 メートルの線とに よって囲まれた区 域	基点第 280 号 佐伯市米水津大字竹野浦 東向721番地(防波堤の 根基)の標識	北緯 32-55-20 東経 131-59-23	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市米水津大 字竹野浦及び大 字小浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						イ 基点第280号から273度 80メートルの点	北緯 32-55-20 東経 131-59-20				
						ロ 基点第278号から基点 第285号見通し線上350 メートルの点	北緯 32-55-02 東経 131-59-20				
						ハ 基点第285号から基点 第278号見通し線上400 メートルの点	北緯 32-54-56 東経 131-59-28				
						ニ 基点第1217号から311 度120メートルの点	北緯 32-55-09 東経 131-59-33				
						ホ 基点第1217号から311 度185メートルの点	北緯 32-55-11 東経 131-59-31				
						ヘ 基点第1216号から130 度95メートルの点	北緯 32-55-13 東経 131-59-30				
						基点第 1216 号 佐伯市米水津大字小浦柏 の浦46番地4の標識	北緯 32-55-15 東経 131-59-27				
						基点第 278 号 佐伯市米水津大字浦代浦 字平間2番地の標識					
						基点第 285 号 佐伯市米水津大字小浦中 隈鼻の標識					
基点第 1217 号 佐伯市米水津大字小浦蛭 子鼻523番地5の標識											

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第四千三百三十五号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津大字 浦代浦の地先	基点第278号、イ、 ロ及び基点第309 号の各点を順次に 結んだ直線と最大 高潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 278 号 佐伯市米水津大字浦代浦 字平間2番地の標識	北緯 32-55-09 東経 131-59-10	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市米水津大 字浦代浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						イ 基点第278号から基点 第1235号見通し線上110 メートルの点	北緯 32-55-05 東経 131-59-08				
						ロ 基点第309号から佐伯 市米水津大字浦代浦愛宕 橋西北端見通し線上150 メートルの点	北緯 32-55-12 東経 131-58-53				
						基点第 309 号 佐伯市米水津大字浦代浦 字うどの口120番地の標 識	北緯 32-55-16 東経 131-58-55				
					基点第 1235 号 佐伯市米水津大字浦代浦 中ノ鼻の標識						
区第四千三百三十六号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津大字 色利浦の地先	基点第275号、イ 及び基点第1189号 の各点を順次に結 んだ直線と最大高 潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 275 号 佐伯市米水津大字色利浦 296番地(さざえ鼻)の 標識	北緯 32-53-54 東経 131-59-16	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市米水津大 字色利浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						イ 基点第274号と基点第 275号とを結んだ直線 と、基点第1189号と基点 第1198号とを結んだ直線 との交点	北緯 32-53-33 東経 131-59-23				
						基点第 1189 号 佐伯市米水津大字色利浦 1331番地1地先の物揚場 北側基部の標識	北緯 32-53-31 東経 131-59-09				
						基点第 274 号 佐伯市米水津大字宮野浦 1番地2と同市米水津大 字色利浦1268番地1との 境界の標識					
					基点第 1198 号 佐伯市米水津大字宮野浦 旧新波止北側突堤の先端 の標識						

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第四千三百三十七号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津大字 宮野浦の地先	基点第272号、 イ、ロ及び基点第 1194号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 272 号 佐伯市米水津大字宮野浦 813番地(松切鼻の北 端)の標識 イ 基点第272号から基点 第275号見通し線上400 メートルの点 ロ 基点第1194号から基点 第1195号見通し線上360 メートルの点 基点第 1194 号 佐伯市米水津大字色利浦 字内越浦1816番地の標識 基点第 275 号 佐伯市米水津大字色利浦 296番地(さざえ鼻)の 標識 基点第 1195 号 佐伯市米水津大字色利浦 344番地2(色利地区セ ンター北端)	北緯 32-53-58 東経 131-59-44 北緯 32-53-56 東経 131-59-28 北緯 32-53-42 東経 131-59-29 北緯 32-53-45 東経 131-59-42	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市米水津大 字宮野浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千三百三十七号
区第四千三百三十八号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津大字 小浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第277号から基点 第275号見通し線上50 メートルの点 ロ 基点第277号から基点 第275号見通し線上100 メートルの点 ハ 基点第287号から基点 第275号見通し線上100 メートルの点 ニ 基点第287号から基点 第275号見通し線上50 メートルの点 基点第 275 号 佐伯市米水津大字色利浦 296番地(さざえ鼻)の 標識 基点第 277 号 佐伯市米水津大字浦代浦 字荒戸652番地(大小島 西端)の標識 基点第 287 号 佐伯市米水津大字浦代浦 字荒戸652番地(チンバ エの網とり岩)の標識	北緯 32-54-40 東経 131-59-41 北緯 32-54-39 東経 131-59-41 北緯 32-54-34 東経 131-59-50 北緯 32-54-35 東経 131-59-51	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市米水津大 字小浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千三百三十八号

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第四千三百三十九号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津大字 浦代浦の地先	基点第278号、イ、 ロ、ハ及び基点第 310号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 278 号 佐伯市米水津大字浦代浦 字平間 2 番地の標識	北緯 32-55-09 東経 131-59-10	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市米水津大 字浦代浦及び大 字竹野浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						イ 基点第278号から基点 第1235号見通し線上110 メートルの点	北緯 32-55-05 東経 131-59-08				
						ロ 基点第278号から基点 第285号見通し線上200 メートルの点	北緯 32-55-05 東経 131-59-16				
						ハ 基点第310号から基点 第280号見通し線上50 メートルの点	北緯 32-55-21 東経 131-59-18				
						基点第 310 号 佐伯市米水津大字竹野浦 78番地2の地先西防波堤 の根基の標識	北緯 32-55-21 東経 131-59-16				
						基点第 280 号 佐伯市米水津大字竹野浦 東向721番地(防波堤の 根基)の標識					
	基点第 285 号 佐伯市米水津大字小浦中 隈鼻の標識										
	基点第 1235 号 佐伯市米水津大字浦代浦 中ノ鼻の標識										
区第四千三百四十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津大字 小浦の地先	基点第287号、イ、 ロ及び基点第1137 号の各点を順次に 結んだ直線と最大 高潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 287 号 佐伯市米水津大字浦代浦 字荒戸652番地(チンバ エの綱とり岩)の標識	北緯 32-54-37 東経 131-59-52	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市米水津大 字小浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						イ 基点第287号から基点 第275号見通し線上100 メートルの点	北緯 32-54-34 東経 131-59-50				
						ロ 基点第1137号から基点 第275号見通し線上290 メートルの点	北緯 32-54-27 東経 132-00-06				
						基点第 1137 号 佐伯市米水津大字浦代浦 字荒戸665番地2(中熊 先端)の標識	北緯 32-54-33 東経 132-00-15				
	基点第 275 号 佐伯市米水津大字色利浦 296番地(さざえ鼻)の 標識										

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第四千四百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字畑 野浦の地先	基点第1190号、イ、 ロ及び基点第271 号の各点を順次に 結んだ直線と最大 高潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 1190 号 佐伯市蒲江大字畑野浦字 貝持毛浦クウラばえの標 識 イ 基点第1190号から佐伯 市蒲江大字畑野浦つなど り鼻見通し線上240メー トルの点 ロ 基点第271号から佐伯 市蒲江大字畑野浦うそ水 鼻見通し線上200メー トルの点 基点第 271 号 佐伯市蒲江大字畑野浦赤 ばえ鼻の西端の標識	北緯 32-51-53 東経 131-58-47 北緯 32-51-49 東経 131-58-39 北緯 32-51-42 東経 131-58-52 北緯 32-51-46 東経 131-58-58	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 畑野浦及び大字 楠本浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千四百三十号
区第四千四百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字畑 野浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第271号から基点 第186号見通し線上380 メートルの点 ロ 基点第271号から基点 第186号見通し線上730 メートルの点 ハ 基点第1096号から146 度30分1,170メートルの 点 ニ 基点第1096号から150 度810メートルの点 基点第 186 号 佐伯市蒲江大字西野浦芹 埼の標識 基点第 271 号 佐伯市蒲江大字畑野浦赤 ばえ鼻の西端の標識 基点第 1096 号 佐伯市蒲江大字畑野浦 3156番地1の標識	北緯 32-51-37 東経 131-59-07 北緯 32-51-28 東経 131-59-15 北緯 32-51-41 東経 131-59-39 北緯 32-51-50 東経 131-59-30	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 畑野浦及び大字 楠本浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千四百三十一号

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第四千四百三十三号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字西 野浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第237号から基点 第182号見通し線上700 メートルの点	北緯 32-51-03 東経 131-59-27	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 西野浦及び大字 竹野浦河内	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						ロ 基点第237号から基点 第182号見通し線上1,100 メートルの点	北緯 32-51-13 東経 131-59-36				
						ハ 基点第1142号から佐伯 市蒲江大字畑野浦字沖黒 島水取ばえ東端見通し線 上1,100メートルの点	北緯 32-51-01 東経 132-00-00				
						ニ 基点第1142号から佐伯 市蒲江大字畑野浦字沖黒 島水取ばえ東端見通し線 上700メートルの点	北緯 32-50-50 東経 131-59-51				
					基点第 182 号 佐伯市米水津と同市蒲江 との境界(地黒島西端)						
					基点第 237 号 佐伯市蒲江大字西野浦字 芹崎2897番地A(茅場の 下)の標識						
					基点第 1142 号 佐伯市蒲江大字西野浦字 芹崎2897番地C(七ッば えの島)の標識						

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第四千四百三十四号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	6月1日から 10月31日まで	佐伯市蒲江大字畑野浦の地先	基点第1243号、イ、ロ及び基点第1240号の各点を順次に結んだ直線と、基点第1241号と基点第1242号とを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域であって、ハ、ニ、ホ、ヘ及びハの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除いた区域	基点第 1243 号 佐伯市蒲江大字畑野浦字宮地ヶ浦12番地の標識	北緯 32-50-42 東経 131-57-15	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市蒲江大字畑野浦及び大字楠本浦	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	
						イ 基点第1243号から基点第1240号見通し線上50メートルの点	北緯 32-50-42 東経 131-57-17				
						ロ 基点第1239号から基点第1240号見通し線上50メートルの点	北緯 32-50-33 東経 131-57-24				
						基点第 1240 号 佐伯市蒲江大字畑野浦江武戸鼻の先端の標識	北緯 32-50-48 東経 131-57-42				
						基点第 1241 号 佐伯市蒲江大字畑野浦字釜ノ浦ウシケ鼻の先端の標識	北緯 32-51-10 東経 131-57-15				
						基点第 1242 号 佐伯市蒲江大字畑野浦字小浦ヶ浜防波堤の標識	北緯 32-51-02 東経 131-56-59				
						ハ 基点第1239号から基点第1240号見通し線上250メートルの点	北緯 32-50-38 東経 131-57-30				
						ニ 基点第1239号から基点第1240号見通し線上350メートルの点	北緯 32-50-40 東経 131-57-32				
						ホ 基点第1242号から基点第1241号見通し線上350メートルの点	北緯 32-51-08 東経 131-57-11				
						ヘ 基点第1242号から基点第1241号見通し線上250メートルの点	北緯 32-51-06 東経 131-57-08				
				基点第 1239 号 佐伯市蒲江大字畑野浦下り松鼻の防波堤根基の標識							

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第四千四百三十五号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	6月1日から 10月31日まで	佐伯市蒲江大字西 野浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1244号から315 度940メートルの点 ロ 基点第1244号から320 度1,830メートルの点 ハ 基点第1244号から308 度1,900メートルの点 ニ 基点第1244号から294 度1,080メートルの点 基点第 1244 号 佐伯市蒲江大字西野浦大 分県漁協下入津支店荷捌 所北東端角の標識	北緯 32-50-02 東経 131-58-34 北緯 32-50-26 東経 131-58-15 北緯 32-50-19 東経 131-58-02 北緯 32-49-55 東経 131-58-22	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 西野浦及び大字 竹野浦河内	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千四百三十五号
区第四千五百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲 江浦屋形島の地先	基点第1231号、イ、 ロ及び基点第845 号の各点を順次に 結んだ直線と屋形 島漁港東防波堤と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 1231 号 佐伯市蒲江大字蒲江浦屋 形島漁港沖防波堤の標識 イ 基点第1231号から21度 550メートルの点 ロ 基点第845号から30度 830メートルの点 基点第 845 号 佐伯市蒲江大字蒲江浦屋 形島消波堤ベンチマーク	北緯 32-46-37 東経 131-55-07 北緯 32-46-53 東経 131-55-15 北緯 32-46-54 東経 131-55-39 北緯 32-46-30 東経 131-55-23	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置するこ と。 2 水底線路の敷 設及び維持修理 作業を拒んでは ならない。	佐伯市蒲江大字 蒲江浦及び大字 猪串浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千五百三十一号
区第四千五百三十三号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲 江浦屋形島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1072号から180 度730メートルの点 ロ 基点第1072号から180 度1,570メートルの点 ハ 基点第1072号から158 度1,680メートルの点 ニ 基点第1072号から140 度960メートルの点 基点第 1072 号 佐伯市蒲江屋形島赤ばえ の小ばえの標識	北緯 32-45-54 東経 131-54-21 北緯 32-45-27 東経 131-54-21 北緯 32-45-27 東経 131-54-45 北緯 32-45-54 東経 131-54-45	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 蒲江浦及び大字 猪串浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千五百三十三号

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第四千五百三十四号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲江浦屋形島の地先	基点第769号、イ、ロ及び基点第1256号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第769号 佐伯市蒲江大字蒲江浦屋形島漁港の西防波堤の突端	北緯 32-46-35 東経 131-55-02	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪串浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千五百三十四号
						イ 基点第769号から14度550メートルの点	北緯 32-46-53 東経 131-55-07				
						ロ 基点第1256号から14度420メートルの点	北緯 32-46-52 東経 131-54-57				
				基点第1256号 佐伯市蒲江蒲江浦3237番地曲がり角の標識	北緯 32-46-39 東経 131-54-53						
区第四千六百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字森崎浦の地先	基点第842号、イ及び基点第1077号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第842号 佐伯市蒲江大字森崎浦鵜養鼻の標識	北緯 32-46-48 東経 131-53-52	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市蒲江大字森崎浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千六百三十一号
						イ 基点第1077号から佐伯市蒲江ヤモンバエ見通し線上300メートルの点	北緯 32-45-57 東経 131-54-00				
						基点第1077号 佐伯市蒲江大字森崎浦名護屋鼻東端の標識	北緯 32-45-53 東経 131-53-50				

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第四千六百三十二号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字丸 市尾浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第204号から基点 第841号見通し線上100 メートルの点	北緯 32-47-09 東経 131-52-31	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 丸市尾浦、大字 葛原浦及び大字 波当津浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						ロ 基点第204号から基点 第841号見通し線上300 メートルの点	北緯 32-47-13 東経 131-52-38				
						ハ 基点第205号から佐伯 市蒲江大字丸市尾浦小網 代鼻見通し線上300メー トルの点	北緯 32-46-48 東経 131-52-52				
						ニ 基点第205号から佐伯 市蒲江大字丸市尾浦小網 代鼻見通し線上100メー トルの点	北緯 32-46-46 東経 131-52-44				
					基点第 204 号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦 日の浦しんぞう鼻先端の 標識						
					基点第 205 号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦 青磯きよむの鼻の先端の 標識						
					基点第 841 号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦 2番地7(田尾の下)の 標識						
区第四千六百三十五号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字森 崎浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1077号から130 度440メートルの点	北緯 32-45-44 東経 131-54-02	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 森崎浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						ロ 基点第1077号から195 度470メートルの点	北緯 32-45-38 東経 131-53-45				
						ハ 基点第1077号から169 度1,200メートルの点	北緯 32-45-15 東経 131-53-58				
						ニ 基点第1077号から145 度1,260メートルの点	北緯 32-45-19 東経 131-54-17				
					基点第 1077 号 佐伯市蒲江大字森崎浦名 護屋鼻東端の標識						

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第四千六百三十六号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字森崎浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第215号から基点第220号見通し線上190メートルの点 ロ 基点第215号から基点第220号見通し線上440メートルの点 ハ 基点第213号から基点第221号見通し線上450メートルの点 ニ 基点第213号から基点第221号見通し線上250メートルの点	北緯 32-48-02 東経 131-53-23 北緯 32-47-57 東経 131-53-30 北緯 32-47-25 東経 131-53-26 北緯 32-47-24 東経 131-53-18	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市蒲江大字森崎浦及び大字野々河内浦	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	区第四千六百三十六号
区第二百四十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	中津市の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第58号から20度28分1,832メートルの点 ロ 基点第58号から43度1分1,886メートルの点 ハ 基点第58号から60度10分1,192メートルの点 ニ 基点第58号から23度19分1,014メートルの点 ホ 基点第58号から24度18分1,314メートルの点	北緯 33-37-54 東経 131-11-35 北緯 33-37-43 東経 131-12-00 北緯 33-37-17 東経 131-11-50 北緯 33-37-28 東経 131-11-26 北緯 33-37-37 東経 131-11-31	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	中津市	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	区第二百四十号
					基点第 213 号 佐伯市蒲江大字森崎浦越田尾旧防波堤の突端の標識 基点第 215 号 佐伯市蒲江大字森崎浦宇古森崎1785番地3川尻北端 基点第 220 号 佐伯市蒲江大字猪串浦字長崎山128番地3(ふくと鼻)の標識 基点第 221 号 佐伯市蒲江大字猪串浦字古猪串11番地(赤子島西端)の標識						
					基点第 58 号 中津市小祝漁港の旧突堤の先端の跡に設置した標識						

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第七百四十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	国東市国見町竹田 津の地先	基点第1260号、 イ、ロ、ハ及び基 点第1260号の各点 を順次に結んだ直 線によって囲まれ た区域	基点第 1260 号 国東市国見町竹田津柱崎 の標識 イ 基点第1260号から229 度535メートルの点 ロ 基点第1260号から276 度980メートルの点 ハ 基点第1260号から321 度495メートルの点	北緯 33-41-08 東経 131-33-19 北緯 33-40-57 東経 131-33-03 北緯 33-41-11 東経 131-32-41 北緯 33-41-21 東経 131-33-07	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	国東市国見町	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第七百四十号
区第七百四十二号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	国東市国見町小熊 毛の地先	基点第1274号、 イ、ロ及び基点第 1275号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 1274 号 国東市国見町小熊毛2892 番地2面木漁港防波堤の 標識 イ 基点第1273号から基点 第1278号見通し線と基点 第1279号から基点第1276 号見通し線の交点 ロ 基点第1275号から基点 第1277号見通し線と基点 第1279号から基点第1276 号見通し線の交点 基点第 1275 号 国東市国見町小熊毛2713 番地1小熊毛川河口護岸 境目 基点第 1273 号 国東市国見町小熊毛2912 番地14面木漁港陸側南東 角 基点第 1276 号 国東市国見町熊毛小学校 北東側の大熊毛川河口護 岸境目 基点第 1277 号 国東市国見町大熊毛川河 口右岸コンクリート堤防 突端の先端南側角 基点第 1278 号 国東市国見町熊毛湾口部 防波堤角 基点第 1279 号 国東市国見町小熊毛2913 番地4隣接防波堤突端の 南側角	北緯 33-40-11 東経 131-38-50 北緯 33-40-05 東経 131-39-06 北緯 33-39-43 東経 131-39-05 北緯 33-39-45 東経 131-38-49	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	国東市国見町	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第七百四十二号

漁場計画番号	免許の内容							条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点	座標(参考値)				
区第九百四十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	国東市国東町重藤の地先	基点第77号、イ、ロ及び基点第1264号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第77号 国東市国東町と同市武蔵町との境界 イ 基点第77号から85度57分2,381メートルの点 ロ 基点第1264号から87度20分1,847メートルの点 基点第1264号 国東市国東町治郎丸川河口左岸南東端角	北緯 33-30-58 東経 131-43-54 北緯 33-31-03 東経 131-45-26 北緯 33-31-56 東経 131-45-26 北緯 33-31-53 東経 131-44-14	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	国東市国東町	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第九百四十一号
区第一千五百四十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	杵築市大字守江の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第56号から247度380メートルの点 ロ 基点第56号から219度30分1,225メートルの点 ハ 基点第56号から189度1,007メートルの点 ニ 基点第56号から159度600メートルの点 ホ 基点第56号から144度410メートルの点 ヘ 基点第56号から180度135メートルの点 基点第56号 杵築市大字守江あまむら橋南側の東端の標識	北緯 33-25-06 東経 131-39-52 北緯 33-24-40 東経 131-39-36 北緯 33-24-38 東経 131-40-00 北緯 33-24-52 東経 131-40-14 北緯 33-25-00 東経 131-40-15 北緯 33-25-06 東経 131-40-06	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	杵築市大字守江	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第一千五百四十号

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第千六百四十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	日出町大字大神の 地先	基点第1282号、イ 及び基点第1283号 の各点を順次に結 んだ直線と最大高 潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 1282 号	日出町大字大神5711-85 番地大神漁港燈籠番 1 号 防波堤根基の標識	北緯 33-20-50 東経 131-35-26	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	日出町大字大神 及び大字真那井	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで
						イ	基点第1282号から基点 第1284号見通し線と基点 第1283号から基点第1285 号見通し線の交点	北緯 33-20-48 東経 131-35-21			
						基点第 1283 号	日出町大字大神5711-85 番地大神漁港燈籠番 2 号 防波堤先端の北側角	北緯 33-20-46 東経 131-35-23			
						基点第 1284 号	日出町大字大神5711-85 番地大神漁港南側防波堤 先端の北側角				
					基点第 1285 号	日出町大字大神5711-85 番地大神漁港西側防波堤 突端の先端東側角					
区第千六百四十二号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字下ノ江 の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ	基点第50号から基点第 815号見通し線上130メー トルの点	北緯 33-09-43 東経 131-49-38	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	白杵市大字下ノ 江	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで
						ロ	基点第50号から基点第 815号見通し線上60メー トルの点	北緯 33-09-42 東経 131-49-40			
						ハ	基点第46号から源六ば え見通し線上60メート ルの点	北緯 33-09-36 東経 131-49-37			
						ニ	基点第46号から源六ば え見通し線上120メート ルの点	北緯 33-09-36 東経 131-49-35			
						基点第 46 号	白杵市大字下ノ江下ノ江 港灯台				
						基点第 50 号	白杵市大字下ノ江下ノ江 防波堤の突端の標識				
					基点第 815 号	白杵市大字下ノ江魚見鼻 東端の標識					

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第二千六百四十三号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字下ノ江 の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第815号から80度 80メートルの点 ロ 基点第815号から80度 230メートルの点 ハ 基点第52号から基点第 50号見通し線上200メー トルの点 ニ 基点第52号から基点第 50号見通し線上60メー トルの点 基点第 50 号 白杵市大字下ノ江下ノ江 防波堤の突端の標識 基点第 52 号 白杵市大字下ノ江字小浦 と字宮山尾との境界(暗 渠中央) 基点第 815 号 白杵市大字下ノ江魚見鼻 東端の標識	北緯 33-09-49 東経 131-49-24 北緯 33-09-50 東経 131-49-30 北緯 33-09-39 東経 131-49-25 北緯 33-09-38 東経 131-49-19	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	白杵市大字下ノ 江	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第二千六百四十三号
区第三千五百四十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字片神浦 の地先	基点第1287号、 イ、ロ及び基点第 1288号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 1287 号 佐伯市大字片神浦565番 地3地先の標識 イ 基点第1287号から270 度110メートルの点 ロ 基点第1288号から270 度110メートルの点 基点第 1288 号 佐伯市大字片神浦606番 地地先の標識	北緯 33-00-08 東経 131-55-29 北緯 33-00-08 東経 131-55-25 北緯 33-00-04 東経 131-55-25 北緯 33-00-04 東経 131-55-29	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市大字片神 浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千五百四十号

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第三千五百四十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字片神浦 の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1291号から310 度14分38秒220メー トルの点 ロ 基点第1291号から289 度51分21秒206メー トルの点 ハ 基点第1291号から285 度35分12秒67メー トルの点 ニ 基点第1291号から340 度01分27秒100メー トルの点	北緯 33-00-04 東経 131-55-22 北緯 33-00-01 東経 131-55-21 北緯 33-00-00 東経 131-55-26 北緯 33-00-02 東経 131-55-28	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市大字片神 浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千五百四十一号
区第三千八百四十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字沖 松浦の地先	基点第1292号、イ、 ロ及び基点第1230 号の各点を順次に 結んだ直線と最大 高潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 1292 号 佐伯市鶴見大字沖松浦字 ウバガ浦1249番地6地先 の1246番地20の防波堤の 標識 イ 基点1292号から237度 295メートルの点 ロ 基点第1230号から佐伯 市鶴見大字地松浦水産物 流通加工センター中突堤 突端南側見通し線上272 メートルの点	北緯 32-57-16 東経 131-57-44 北緯 32-57-11 東経 131-57-35 北緯 32-57-06 東経 131-57-38	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 沖松浦及び大字 地松浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千八百四十号
					基点第 1230 号 佐伯市鶴見大字沖松浦字 ウバガ浦1246番地18地先 の1246番地20の防波堤の 標識	北緯 32-57-10 東経 131-57-47					

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第三千八百四十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業 (新規)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字吹 浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点1300号から319度 532メートルの点 ロ 基点1300号から308度 558メートルの点 ハ 基点1300号から283度 201メートルの点 ニ 基点1300号から308度 152メートルの点	北緯 32-57-48 東経 131-56-32 北緯 32-57-46 東経 131-56-28 北緯 32-57-36 東経 131-56-38 北緯 32-57-38 東経 131-56-40	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 吹浦、大字沖松 浦及び大字地松 浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千八百四十一号
区第三千八百四十二号	第1種区画漁業 貝類養殖業 (新規)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字沖 松浦八島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ及 びイの各点を順次 に結んだ直線に よって囲まれた区 域	イ 基点1300号から33度 1,140メートルの点 ロ 基点1300号から29度 1,100メートルの点 ハ 基点1300号から40度 1,014メートルの点 ニ 基点1300号から44度 1,088メートルの点 ホ 基点1300号から40度 1,168メートルの点	北緯 32-58-06 東経 131-57-09 北緯 32-58-06 東経 131-57-06 北緯 32-58-00 東経 131-57-10 北緯 32-58-00 東経 131-57-14 北緯 32-58-04 東経 131-57-14	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 吹浦、大字沖松 浦及び大字地松 浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千八百四十二号
区第三千八百四十三号	第1種区画漁業 貝類養殖業 (新規)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字沖 松浦八島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点1300号から54度 910メートルの点 ロ 基点1300号から57度 882メートルの点 ハ 基点1300号から61度 1,012メートルの点 ニ 基点1300号から57度 1,051メートルの点	北緯 32-57-52 東経 131-57-13 北緯 32-57-50 東経 131-57-14 北緯 32-57-51 東経 131-57-19 北緯 32-57-53 東経 131-57-19	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 吹浦、大字沖松 浦及び大字地松 浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千八百四十三号

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第三千八百四十四号	第1種区画漁業 貝類養殖業 (新規)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字有 明浦の地先	基点第780号、イ及び 基点第1299号の各点を 順次に結んだ直線と最大 高潮時海岸線とによつて 囲まれた区域	基点第 780 号 佐伯市鶴見 大字有明浦字小網代31番 地の標識 イ 基点780号から97度200 メートルの点 基点第 1299 号 佐伯市鶴見 大字有明浦桑野浦港防波堤 の南東端標識灯	北緯 32-56-37 東経 131-58-34 北緯 32-56-37 東経 131-58-42 北緯 32-56-34 東経 131-58-37	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市鶴見大字有明浦	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	区第三千八百四十四号
区第三千八百四十五号	第1種区画漁業 貝類養殖業 (新規)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字有 明浦の地先	イ、ロ、ハ及び基点第1298号の各点を 順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによつて 囲まれた区域	イ 基点1298号から303度 33メートルの点 ロ 基点1298号から248度 130メートルの点 ハ 基点1297号から56度48 メートルの点 基点第 1298 号 佐伯市鶴見 大字有明浦帆波浦亀の甲北 端の大石 基点第 1297 号 佐伯市鶴見 大字有明浦帆波浦港北側突 堤の北西端	北緯 32-56-46 東経 131-59-23 北緯 32-56-44 東経 131-59-20 北緯 32-56-38 東経 131-59-22 北緯 32-56-46 東経 131-59-24	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市鶴見大字有明浦	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	区第三千八百四十五号
区第四千四十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字丹 賀浦の地先	基点第471号、イ、ロ及び 基点第1266号の各点を順 次に結んだ直線と最大高潮 時海岸線とによつて囲まれ た区域	基点第 471 号 佐伯市鶴見 大字丹賀浦赤鼻の標識 イ 基点第471号から佐伯 市鶴見大字大島高手島北東 端見通し線300メートルの 点 ロ 基点第470号とイの点 とを結んだ線と基点第1266 号から佐伯市鶴見大字大島 高手島頂上見通し線の交 点 基点第 1266 号 佐伯市鶴見 大字丹賀浦黒岩の浜の標識 基点第 470 号 佐伯市鶴見 大字丹賀浦字岩屋2番地1 (宇土崎小脇の鼻)の標識	北緯 32-56-59 東経 132-02-28 北緯 32-57-07 東経 132-02-34 北緯 32-57-10 東経 132-02-16 北緯 32-57-01 東経 132-02-07	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市鶴見大字丹賀浦及び 大字梶寄浦	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	区第四千四十号

漁場計画番号	免許の内容							条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点	座標(参考値)				
区第四千四十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字丹 賀浦の地先	基点第173号、イ及 び基点第1301号の 各点を順次に結ん だ直線と最大高潮 時海岸線とによっ て囲まれた区域	基点第 173 号 佐伯市鶴見大字丹賀浦女 郎崎の標識	北緯 32-57-12 東経 132-03-05	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 丹賀浦及び大字 梶寄浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千四十一号
区第四千四百四十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字大 島の地先	基点第1293号、イ、 ロ及び基点第1294 号の各点を順次に 結んだ直線と最大 高潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 1293 号 佐伯市鶴見大字大島宇赤 鼻601番地の標識	北緯 32-57-49 東経 132-03-43	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 大島	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千四百四十号
区第四千五百四十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字猪 串浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1267号から221 度335メートルの点	北緯 32-47-51 東経 131-53-50	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 蒲江浦及び大字 猪串浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千五百四十号
						ロ 基点第1267号から234 度289メートルの点	北緯 32-47-54 東経 131-53-50				
						ハ 基点第1267号から214 度148メートルの点	北緯 32-47-55 東経 131-53-56				
						ニ 基点第1267号から198 度218メートルの点	北緯 32-47-53 東経 131-53-56				
						基点第 1267 号 佐伯市蒲江大字猪串浦竹 の浦橋西の護岸角の標識					

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第四千五百四十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字猪 串浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第220号から220 度400メートルの点	北緯 32-47-35 東経 131-53-36	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 蒲江浦及び大字 猪串浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						ロ 基点第220号から基点 第221号見通し線上250 メートルの点	北緯 32-47-37 東経 131-53-46				
						ハ 基点第221号から基点 第220号見通し線上50 メートルの点	北緯 32-47-27 東経 131-53-46				
						ニ 基点第222号から基点 第220号見通し線上150 メートルの点	北緯 32-47-23 東経 131-53-43				
						基点第 220 号 佐伯市蒲江大字猪串浦宇 長崎山128番地3(ふく とう鼻)の標識					
						基点第 221 号 佐伯市蒲江大字猪串浦宇 古猪串11番地(赤子島西 端)の標識					
						基点第 222 号 佐伯市蒲江大字猪串浦宇 わきあがり3番地(わき あがり鼻)の標識					
区第四千五百四十二号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲 江浦屋形島の地先	基点第1255号、 イ、ロ及び基点第 772号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 1255 号 佐伯市蒲江蒲江浦3237番 地(基点第1256号から西 側60メートル)の標識	北緯 32-46-39 東経 131-54-51	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 蒲江浦及び大字 猪串浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						イ 基点第1255号から8度 380メートルの点	北緯 32-46-51 東経 131-54-53				
						ロ 基点第772号から基点 第226号見通し線上280 メートルの点	北緯 32-46-52 東経 131-54-46				
						基点第 772 号 佐伯市蒲江大字蒲江浦屋 形島保夫鼻船着場ヤード 東端	北緯 32-46-43 東経 131-54-45				
						基点第 226 号 佐伯市蒲江大字蒲江浦宇 米ツク4632番地1(よそ いち鼻)の標識					

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第四千六百四十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字森 崎浦の地先	基点第842号、イ 及び基点第1257号 の各点を順次に結 んだ直線と最大高 潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 842 号 佐伯市蒲江大字森崎浦鶴 養鼻の標識 イ 基点第842号から基点 第214号見通し線上500 メートルの点 基点第 1257 号 佐伯市蒲江大字森崎浦岸 の浦の中鼻突端の標識 基点第 214 号 佐伯市蒲江大字森崎浦 松ヶ鼻の標識	北緯 32-46-48 東経 131-53-52 北緯 32-47-02 東経 131-53-42 北緯 32-46-55 東経 131-53-34	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 森崎浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千六百四十号
区第四千六百四十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字丸 市尾浦の地先	基点第841号、 イ、ロ及び基点第 1258号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 841 号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦 2番地7(田尾の下)の 標識 イ 基点第841号から基点 第204号見通し線上180 メートルの点 ロ 基点第1258号と基点第 204号とを結んだ直線 と、イの点と基点第840 号から基点第207号見通 し線上200メートルの点 とを結んだ直線との交点 基点第 1258 号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦 大ヨケ鼻突端の標識 基点第 204 号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦 日の浦しんぞう鼻先端の 標識 基点第 207 号 佐伯市蒲江大字葛原浦な での鼻先端 基点第 840 号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦 1番地(畑の尻鼻)の標 識	北緯 32-47-19 東経 131-52-50 北緯 32-47-16 東経 131-52-44 北緯 32-47-06 東経 131-52-49 北緯 32-47-06 東経 131-52-53	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 丸市尾浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千六百四十一号

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第四千六百四十二号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字葛 原浦の地先	基点第207号、 イ、ロ及び基点第 1259号を順次に結 んだ直線と最大高 潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 207 号 佐伯市蒲江大字葛原浦な での鼻先端 イ 基点第840号から基点 第207号見通し線上1,000 メートルの点 ロ 基点第840号から基点 第1259号見通し線上 1,100メートルの点 基点第 1259 号 佐伯市蒲江大字葛原浦草 落し場突端の標識 基点第 840 号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦 1番地(畑の尻鼻)の標 識	北緯 32-45-55 東経 131-52-47 北緯 32-46-00 東経 131-52-52 北緯 32-46-06 東経 131-52-41 北緯 32-46-02 東経 131-52-34	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 葛原浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千六百四十二号
区第三千九百五十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字中 越浦の地先	基点第1246号、 イ、ロ及び基点第 1265号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 1246 号 佐伯市鶴見大字中越浦字 高ナギ540番地1先の標 識 イ 基点第1041号から佐伯 市鶴見大字中越浦字土 島頂上見通し線上180 メートルの点と基点第 1042号から同市上浦大字 最勝海浦高平山頂上見通 し線上300メートルの点 を結んだ直線と基点第 1246号から同見通し線の 交点 ロ 基点第1041号から佐伯 市鶴見大字中越浦字土 島頂上見通し線上180 メートルの点と基点第 1042号から同市上浦大字 最勝海浦高平山頂上見通 し線上300メートルの点 を結んだ直線と基点第 1265号から同見通し線の 交点 基点第 1265 号 佐伯市鶴見大字中越浦字 高ナギ558番地3の標識 基点第 1041 号 佐伯市鶴見大字中越浦字 高ナギ528番地10の標識 基点第 1042 号 佐伯市鶴見大字中越浦字 高ナギ566番地3の標識	北緯 32-56-18 東経 132-01-33 北緯 32-56-29 東経 132-01-28 北緯 32-56-30 東経 132-01-34 北緯 32-56-18 東経 132-01-39	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。 2 漁場面積 1,800㎡あたり 成貝3,000個以 内とする。	佐伯市鶴見大字 中越浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千九百五十号

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第四千五百五十二号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲江浦字小蒲江の地先	基点第225号、イ、ロ及び基点第1075号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 225 号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字米ツク4634番地(よこあじろ鼻)の標識	北緯 32-47-32 東経 131-54-37	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積 1,800㎡あたり成貝3,000個以内とする。	佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪串浦	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	
						イ 基点第225号から基点第224号見通し線上100メートルの点	北緯 32-47-32 東経 131-54-33				
						ロ 基点第1075号から基点第515号見通し線上350メートルの点	北緯 32-47-13 東経 131-54-42				
					基点第 1075 号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字米ツク沖クジラ鼻の付根の標識	北緯 32-47-16 東経 131-54-55					
					基点第 224 号 佐伯市蒲江大字蒲江浦小蒲江漁港新防波堤の根基の標識						
区第四千五百五十三号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲江浦屋形島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第1072号から60度490メートルの点	北緯 32-46-26 東経 131-54-38	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪串浦	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	
						ロ 基点第1072号から340度395メートルの点	北緯 32-46-30 東経 131-54-16				
						ハ 基点第1072号から312度169メートルの点	北緯 32-46-22 東経 131-54-16				
						ニ 基点第1072号から58度251メートルの点	北緯 32-46-22 東経 131-54-30				
						基点第 1072 号 佐伯市蒲江屋形島赤ばえの小ばえの標識					

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第四百六十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	豊後高田市呉崎の 地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第64号から295度6 分2,330メートルの点 ロ 基点第64号から282度 42分2,120メートルの点 ハ 基点第64号から287度 24分1,740メートルの点 ニ 基点第64号から301度 18分1,980メートルの点	北緯 33-36-57 東経 131-25-20 北緯 33-36-40 東経 131-25-21 北緯 33-36-41 東経 131-25-37 北緯 33-36-58 東経 131-25-36	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	豊後高田市(中 真玉、西真玉、 大平、城前、大 岩屋、黒土、臼 野、香々地、見 目、上香々地、 夷、小畑、堅来 及び羽根を除 く。)	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四百六十一号
区第六百六十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	豊後高田市堅来の 地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第65号から0度30 分120メートルの点 ロ 基点第65号から331度 570メートルの点 ハ 基点第65号から14度 1,020メートルの点 ニ 基点第65号から37度30 分820メートルの点	北緯 33-38-56 東経 131-29-07 北緯 33-39-08 東経 131-28-56 北緯 33-39-24 東経 131-29-16 北緯 33-39-13 東経 131-29-26	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	豊後高田市香々 地、見目、上 香々地、夷、小 畑、堅来及び羽 根	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第六百六十号
区第四百六十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	豊後高田市香々地 の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第65号から339度 1,770メートルの点 ロ 基点第65号から336度 30分2,170メートルの点 ハ 基点第65号から4度 2,750メートルの点 ニ 基点第65号から9度 2,400メートルの点	北緯 33-39-45 東経 131-28-42 北緯 33-39-56 東経 131-28-33 北緯 33-40-21 東経 131-29-14 北緯 33-40-08 東経 131-29-22	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	豊後高田市香々 地、見目、上 香々地、夷、小 畑、堅来及び羽 根	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四百六十一号

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第二千五百六十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字佐志生の地先	基点第680号、イ、ロ及び基点第1100号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域	基点第 680 号 白杵市大字佐志生字楠ヶ迫2の4009番地の1の標識 イ 基点第680号から基点第113号見通し線上150メートルの点 ロ 基点第1100号から基点第811号見通し線上220メートルの点 基点第 1100 号 白杵市大字佐志生字釜浦の市道佐志生本線擁壁工の標識 基点第 113 号 白杵市大字深江飛潮鼻の標識 基点第 811 号 白杵市大字佐志生字黒島平ばえの標識	北緯 33-10-59 東経 131-50-07 北緯 33-10-55 東経 131-50-11 北緯 33-10-48 東経 131-50-05 北緯 33-10-51 東経 131-49-58	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,800㎡あたり成貝3,000個以内とする。(ひおうぎがい養殖業に限る。)	白杵市大字佐志生	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第二千五百六十一号
区第七百七十号	第2種区画漁業 貝類養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	国東市国見町岐部の地先	基点第555号、イ及びロの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 555 号 国東市国見町岐部字尾迫99番地1(一文字防波堤西端中央根基)の標識 イ 基点第555号から90度493メートルの点 ロ 基点第555号から142度15分10秒604メートルの点	北緯 33-40-27 東経 131-37-28 北緯 33-40-27 東経 131-37-47 北緯 33-40-12 東経 131-37-42	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 港湾の維持管理その他保全のため公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	国東市国見町	令和5年 9月1日 から令和 15年8月 31日まで	

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第八百七十号	第2種区画漁業 くるまえび養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	東国東郡姫島村字 両瀬の地先	基点第1129号、 イ、ロ及び基点第 1130号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 1129 号 東国東郡姫島村字タルミ 4571番地の2の標識	北緯 33-43-42 東経 131-41-04	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	東国東郡姫島村	令和5年 9月1日 から令和 15年8月 31日まで	区第八百七十号
						イ 基点第1129号から122 度70メートルの点	北緯 33-43-41 東経 131-41-06				
					ロ 基点第1130号から139 度115メートルの点	北緯 33-43-49 東経 131-41-17					
					基点第 1130 号 東国東郡姫島村字両瀬 4883番地の1の標識	北緯 33-43-52 東経 131-41-14					

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第二百八十号	第3種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	中津市の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 基点第3号、へ、ト、 チ、リ、ヌ、ル及び イの各点を順次に 結んだ直線と最大 高潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	イ	基点第1号から316度 1,340メートルの点	北緯 33-37-30 東経 131-11-12	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	中津市小祝新 町、字小祝、大字 角木、下正路町、 角木町、船頭町、 船場町、片端町、 大字大塚、大字 牛神、大字東浜、 大字大新田、大 字田尻、大字是 則、大字定留、 大字諸田、大字 全徳及び大字蛸 瀬	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで
						ロ	基点第1号から336度30 分2,090メートルの点	北緯 33-38-01 東経 131-11-16			
						ハ	基点第2号から8度 2,000メートルの点	北緯 33-37-46 東経 131-12-50			
						ニ	基点第3号から16度50 分830メートルの点	北緯 33-36-42 東経 131-14-30			
						ホ	基点第3号から356度30 分480メートルの点	北緯 33-36-32 東経 131-14-20			
						基点第 3 号	中津市大字田尻和間鼻西 新開堤防の北西端の標識	北緯 33-36-17 東経 131-14-21			
						へ	基点第2号から54度310 メートルの点	北緯 33-36-48 東経 131-12-48			
						ト	基点第2号から31度30 分570メートルの点	北緯 33-36-58 東経 131-12-50			
						チ	基点第1号から29度20 分540メートルの点	北緯 33-37-14 東経 131-11-58			
						リ	基点第1号から16度20 分100メートルの点	北緯 33-37-02 東経 131-11-49			
						ヌ	基点第1号から286度 250メートルの点	北緯 33-37-01 東経 131-11-39			
						ル	基点第1号から297度30 分830メートルの点	北緯 33-37-11 東経 131-11-19			
						基点第 1 号	中津市大字角木御船岬の 先端の標識				
						基点第 2 号	中津市大字米山米山海岸 堤防の西端の標識				

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第二百八十一号	第3種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	中津市の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 へ、ト、チ及びリ の各点を順次に結ん だ直線と最大高潮 時海岸線とによっ て囲まれた区域	イ	基点第1238号から177 度300メートルの点	北緯 33-36-21 東経 131-15-29	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	中津市大字田 尻、大字是則、大 字定留、大字今 津、大字諸田、大 字赤迫、大字鍋 島及び大字犬丸	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで
						ロ	基点第5号から328度 1,275メートルの点	北緯 33-36-08 東経 131-15-39			
						ハ	基点第5号から53度20 メートルの点	北緯 33-35-47 東経 131-16-27			
						ニ	基点第5号から36度30 分1,140メートルの点	北緯 33-36-02 東経 131-16-31			
						ホ	基点第5号から45度 1,270メートルの点	北緯 33-36-02 東経 131-16-40			
						へ	基点第5号から73度30 分970メートルの点	北緯 33-35-41 東経 131-16-41			
						ト	基点第62号から14度30 分1,380メートルの点	北緯 33-35-34 東経 131-16-57			
						チ	基点第62号から14度30 分225メートルの点	北緯 33-34-58 東経 131-16-45			
						リ	基点第5号から195度50 分395メートルの点	北緯 33-35-20 東経 131-16-01			
							基点第 5 号	中津市大字今津干拓堤防 の北東端の標識			
	基点第 62 号	中津市と宇佐市との境界 の標識									
	基点第 1238 号	中津市中津港東側防波堤 の標識(防波堤北東端角 から600メートルの点)									

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第四百八十号	第3種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	宇佐市柳ヶ浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第8号から281度 53分1,050メートルの点 ロ 基点第8号から305度 40分1,385メートルの点 ハ 基点第8号から326度 1,100メートルの点 ニ 基点第8号から329度 10分480メートルの点	北緯 33-34-40 東経 131-20-44 北緯 33-34-59 東経 131-20-40 北緯 33-35-03 東経 131-21-00 北緯 33-34-47 東経 131-21-15	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	宇佐市大字江須賀、大字住江、大字神子山新田、大字高砂新田、大字順風新田、貴船町、子安町、住吉町、沖須町、大字下乙女及び大字郡中新田	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四百八十号
区第四百八十一号	第3種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	宇佐市大字長洲の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1035号から14度 140メートルの点 ロ 基点第1035号から9度 30分590メートルの点 ハ 基点第1035号から73度 1,350メートルの点 ニ 基点第1035号から92度 30分1,225メートルの点	北緯 33-34-52 東経 131-22-32 北緯 33-35-07 東経 131-22-35 北緯 33-35-01 東経 131-23-21 北緯 33-34-46 東経 131-23-18	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	宇佐市大字長洲	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四百八十一号
区第四百八十二号	第3種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	宇佐市和間の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1236号から358度 235メートルの点 ロ 基点第1236号から358度 635メートルの点 ハ 基点第6号から341度 1,000メートルの点 ニ 基点第6号から341度 500メートルの点	北緯 33-34-38 東経 131-23-46 北緯 33-34-51 東経 131-23-46 北緯 33-34-55 東経 131-24-44 北緯 33-34-40 東経 131-24-50	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	宇佐市大字蟬木、大字松崎、大字西大堀、大字佐々礼、大字岩保新田、大字久兵衛新田、大字北鶴田新田及び大字南鶴田新田	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四百八十二号

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第四百八十三号	第3種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	豊後高田市呉崎の 地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第6号から342度 1,130メートルの点	北緯 33-34-59 東経 131-24-43	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	豊後高田市(中 真玉、西真玉、 大平、城前、大 岩屋、黒土、臼 野、香々地、見 目、上香々地、 夷、小畑、堅来 及び羽根を除 く。)	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						ロ 基点第6号から342度 1,790メートルの点	北緯 33-35-20 東経 131-24-35				ハ 基点第13号から342度 1,820メートルの点
						基点第 6 号 宇佐市大字久兵衛新田八 番塩浜東導流堤から東へ 35.6メートルの点の標識					
						基点第 13 号 宇佐市大字久兵衛新田六 番防波堤の東側角の標識					
区第四百八十五号	第3種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	豊後高田市呉崎の 地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第707号から216度 445メートルの点	北緯 33-35-28 東経 131-25-17	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	豊後高田市(中 真玉、西真玉、 大平、城前、大 岩屋、黒土、臼 野、香々地、見 目、上香々地、 夷、小畑、堅来 及び羽根を除 く。)	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						ロ 基点第707号から267度 30分460メートルの点	北緯 33-35-39 東経 131-25.09				ハ 基点第707号から336度 45分80メートルの点
						基点第 707 号 豊後高田市豊後高田港導 流堤灯台					

区画漁業権（真珠養殖業）

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	基点					点
区第二千五百九十号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字佐志生の 地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ直 線によって囲ま れた区域	基点第 755 号 白杵市大字佐志生 字長浜大谷4751番 地の2（一本松） の標識	イ 基点第755号から保戸 島遠見山頂上見通し線 上100メートルの点 ロ 基点第755号から保戸 島遠見山頂上見通し線 上300メートルの点 ハ 基点第755号から193 度420メートルの点 ニ 基点第755号から220 度320メートルの点	1 海上交通の 安全確保の ため、養殖 筏等の流出 及び移動を 防止し、並 びに設置場 所を表示す る海上標識 用灯火を設 置すること。 2 漁場面積 1,000㎡あた り成員5,000 個以内とし 、つりか ご1吊りにつ き、成員は 50個以内と する。 （以下同 じ。）	白杵市大字佐志 生	平成26年4 月1日から 令和6年3 月31日ま で（以下 真珠養殖 業におい て同じ。）	区第二千五百九十号
区第二千五百九十一号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字佐志生の 地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ直 線によって囲ま れた区域	基点第 1000 号 白杵市大字佐志生 字折立5184の2番 地（しゅんばち 鼻）の標識 基点第 1157 号 白杵市大三ツ子島 頂上 基点第 1228 号 白杵市大字佐志生 字目ノ浦5250の1 番地の標識	イ 基点第1000号から白杵 市はだか島頂上見通し 線上180メートルの点 ロ 基点第1000号から白 杵市はだか島頂上見通 し線上380メートルの点 ハ 基点第1228号から基 点第1157号見通し線上 450メートルの点 ニ 基点第1228号から基 点第1157号見通し線上 250メートルの点		白杵市大字佐志 生		区第二千五百九十一号

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	基点					点
区第二千七百九十号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字大浜及び 大字中津浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ直 線によって囲ま れた区域	基点第 1203 号 白杵市大字大浜と 中津浦との境界 基点第 1227 号 白杵市大字中津浦 1116番地の4の標 識	イ 基点第1203号から白 杵市天神ヶ鼻見通し線上 340メートルの点 ロ 基点第1203号から白 杵市天神ヶ鼻見通し線上 700メートルの点 ハ 基点第1227号から白 杵市観音崎(大字大泊85 番地の8の地先)見通し 線上500メートルの点 ニ 基点第1227号から白杵 市観音崎(大字大泊85番 地の8の地先)見通し線 上150メートルの点		白杵市大字大浜 及び大字中津浦	区第二千七百九十号	
区第二千七百九十二号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字深江の地 先	基点第1250号、 イ、ロ、ハ、 ニ、基点第403 号、基点第1252 号、ホ、ヘ、基 点第1251号及び 基点第1250号の 各点を順次に結 んだ直線によっ て囲まれた区 域。ただし、基 点第403号から基 点第1252号に至 る間及び基点第 1251号から基点 第1250号に至る 間においては最 大高潮時海岸線 とする。	基点第 403 号 白杵市大字深江字 柿ノ浦北防波堤の 根基 基点第 404 号 白杵市大字深江字 柿ノ浦(すずれ 鼻)の標識 基点第 766 号 白杵市大字深江字 西平1430番地の1 (久保浦鼻突端の 光石)の標識 基点第 1250 号 白杵市大字深江字 柿ノ浦1089番地の 4の標識 基点第 1251 号 白杵市大字深江字 柿ノ浦1092番地の 5の標識 基点第 1252 号 白杵市大字深江字 柿ノ浦1090番地の 1の標識	イ 基点第1250号から96 度140メートルの点 ロ 基点第404号から桜鼻 見通し線上160メートル の点 ハ 基点第404号から桜鼻 見通し線上230メートル の点 ニ 基点第403号から基点 第766号見通し線上230 メートルの点 ホ 基点第1252号から103 度116メートルの点 ヘ 基点第1251号から103 度110メートルの点		白杵市大字深江	区第二千七百九十二号	

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	基点					点
区第二千七百九十三号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字中津浦の 地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ直 線によって囲ま れた区域	基点第 1146 号 白杵市大字下ノ江 1370番地の4の標 識 基点第 1147 号 白杵市大字中津浦 2番地の1の標識	イ 基点第1146号から白 杵市大字大泊津久見島 南端見通し線上150メ ートルの点 ロ 基点第1147号から白 杵市大字深江すずれ鼻 見通し線上180メ ートルの点 ハ 基点第1147号から白 杵市大字深江すずれ鼻 見通し線上380メ ートルの点 ニ 基点第1146号から白 杵市大字大泊津久見島 南端見通し線上350メ ートルの点		白杵市大字大浜 及び大字中津浦		区第二千七百九十三号
区第二千八百九十号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字長目字 伊崎の地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ直 線によって囲ま れた区域	基点第 396 号 津久見市大字長目 2654番地（黒島西 端）の標識 基点第 500 号 津久見市大字長目 黒島北端の標識 基点第 578 号 津久見市大字長目 字浦代221番地長 目崎東端の標識	イ 基点第500号から269 度48分650メートルの点 ロ 基点第500号から269 度48分350メートルの点 ハ 基点第396号から基点 第578号見通し線上100 メートルの点 ニ 基点第396号から基点 第578号見通し線上400 メートルの点		津久見市大字長 目		区第二千八百九十号

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	基点					点
区第二千八百九十一号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字網代の 地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ直 線によって囲ま れた区域	基点第 385 号 津久見市大字網代 琴浦の標識 基点第 386 号 津久見市大字網代 網代島えびす神社 鳥居の中央	イ 基点第386号から府高 造船所跡北端見通し線 上100メートルの点 ロ 基点第386号から府高 造船所跡北端見通し線 上300メートルの点 ハ 基点第385号から底は え鼻の標識見通し線 上270メートルの点 ニ 基点第385号から底は え鼻の標識見通し線 上100メートルの点		津久見市大字網 代及び大字日見	区第二千八百九十一号	
区第二千八百九十六号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字日見の 地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ直 線によって囲ま れた区域	基点第 1222 号 津久見市大字日見 日代漁港（日見） 外防波堤突端	イ 基点第1222号から30 度40メートルの点 ロ 基点第1222号から30 度230メートルの点 ハ 基点第1222号から10 度250メートルの点 ニ 基点第1222号から330 度105メートルの点		津久見市大字網 代及び大字日見	区第二千八百九十六号	
区第二千八百九十七号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字長目字 浦代の地先	基点578号、イ、 ロ及び基点1038 号の各点を順次 に結んだ直線と 最大高潮時海岸 線とによって囲 まれた区域	基点第 578 号 津久見市大字長目 字浦代221番地長 目崎東端の標識 基点第 1038 号 津久見市大字長目 2707番地の標識	イ 基点第578号から336 度200メートルの点 ロ 基点第1038号から350 度150メートルの点		津久見市大字長 目	区第二千八百九十七号	

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	基点					点
区第三千二百九十二号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市上浦大字浅海 井浦の地先	イ、ロ、ハ、 ニ、ホ、へ及び イの各点を順次 に結んだ直線に よって囲まれた 区域	基点第 180 号 佐伯市鶴見大字大 島字水の子2の 1559番地水ノ子島 灯台 基点第 1036 号 佐伯市上浦大字浅 海井浦2602番地1 の標識 基点第 1204 号 佐伯市上浦大字浅 海井浦2924番地の 標識	イ 基点第1036号から基 点第180号見通し線上 150メートルの点 ロ 基点第1036号から基 点第180号見通し線上 300メートルの点 ハ ロから真方位0度100 メートルの点 ニ ハから基点第180号見 通し線上150メートルの 点 ホ 基点第1204号から基 点第180号見通し線上 630メートルの点 へ 基点第1204号から基 点第180号見通し線上 330メートルの点		佐伯市上浦大字 浅海井浦		区第三千二百九十二号
区第三千三百九十号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字護江字風 無の地先	基点第351号、 イ、ロ及び基点 第352号の各点を 順次に結んだ直 線と最大高潮時 海岸線とによっ て囲まれた区域	基点第 351 号 佐伯市大字護江字 風無セカチ西端 基点第 352 号 佐伯市大字護江風 無鼻北東端	イ 基点第351号から150 度100メートルの点 ロ 基点第352号から150 度100メートルの点		佐伯市大字護江		区第三千三百九十号

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	基点					点
区第三千五百九十号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字高松浦の 地先	基点第535号、 イ、基点第147号 及び基点第347号 の各点を順次に 結んだ直線と最 大高潮時海岸線 とによって囲ま れた区域であっ て、ロ、ハ、 ニ、ホ及びロの 各点を順次に結 んだ直線によっ て囲まれた区域 を除いた区域	基点第 147 号 佐伯市大字高松浦 村ばえ頂上 基点第 347 号 佐伯市大字高松浦 字白崎1104番地の 標識 基点第 535 号 佐伯市大字高松浦 字さるうち1093番 地の標識	イ 基点第535号から27度 400メートルの点 ロ 基点第535号から27度 250メートルの点 ハ 基点第535号から27度 150メートルの点 ニ 基点第347号から基点 第147号見通し線上50 メートルの点 ホ 基点第347号から基点 第147号見通し線上150 メートルの点		佐伯市大字高松 浦	区第三千五百九十号	
区第三千九百九十号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字羽出 浦の地先	基点第519号、イ 及び基点第520号 の各点を順次に 結んだ直線と最 大高潮時海岸線 とによって囲ま れた区域	基点第 171 号 佐伯市鶴見大字中 越浦と同市鶴見大 字丹賀浦との境界 (宇土崎) 基点第 519 号 佐伯市鶴見大字羽 出浦矢石鼻 基点第 520 号 佐伯市鶴見大字羽 出浦白崎蔦巢鼻東 端	イ 基点第519号から基点 第171号見通し線上100 メートルの点		佐伯市鶴見大字 羽出浦	区第三千九百九十号	

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	基 点					点
区第三千九百九十一号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字羽出 浦の地先	基点第459号、 イ、ロ、ハ、 ニ、ホ及び基点 第1253号の各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域	基点第 459 号 佐伯市鶴見大字羽 出浦161番地（敷 場防波堤の根基） 基点第 460 号 佐伯市鶴見大字羽 出浦127番地の標 識 基点第 1042 号 佐伯市鶴見大字中 越浦字高ナギ566 番地3の標識 基点第 1253 号 佐伯市鶴見大字羽 出浦字矢石84番地 1先の標識	イ 基点第459号からす きばえ見通し線上100 メートルの点 ロ 基点第460号から切 の鼻見通し線上100メー トルの点 ハ 基点第1253号から185 度230メートルの点 ニ 基点第1253号から195 度200メートルの点 ホ 基点第1253号から基 点第1042号見通し線 上60メートルの点		佐伯市鶴見大字 羽出浦		区第三千九百九十一号
区第三千九百九十二号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字中越 浦の地先	基点第1265号、 イ、ロ及び基点 第1042号の各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域	基点第 1041 号 佐伯市鶴見大字中 越浦字高ナギ528 番地10の標識 基点第 1042 号 佐伯市鶴見大字中 越浦字高ナギ566 番地3の標識 基点第 1265 号 佐伯市鶴見大字中 越浦字高ナギ558 番地3の標識	イ 基点第1041号から佐 伯市鶴見大字中越浦字 宇戸島頂上見通し線 上180メートルの点と基 点第1042号から佐伯市 上浦大字最勝海浦高平 山頂上見通し線 上300メー トルの点とを結んだ直 線と基点第1265号から 同市上浦大字最勝海浦 高平山頂上見通し線 の 交点 ロ 基点第1042号から佐 伯市上浦大字最勝海浦 高平山頂上見通し線 上300メートルの点		佐伯市鶴見大字 中越浦		区第三千九百九十二号

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	基点					点
区第三千九百九十三号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字羽出 浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ直 線によって囲ま れた区域	基点第 460 号 佐伯市鶴見大字羽 出浦127番地の標 識 基点第 1247 号 佐伯市鶴見大字羽 出浦字小倉300番 地の標識 基点第 1248 号 佐伯市鶴見大字羽 出浦字岡見352番 地13と同番地14と の境界先の標識	イ 基点第1247号から基 点第460号見通し線上40 メートルの点 ロ 基点第1247号から基 点第460号見通し線上 140メートルの点 ハ 基点第1248号から佐 伯市鶴見大字大島高 手島頂上見通し線上140 メートルの点 ニ 基点第1248号から佐 伯市鶴見大字大島高 手島頂上見通し線上40 メートルの点		佐伯市鶴見大字 羽出浦		区第三千九百九十三号

定置漁業権

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
				区域	基点	点				
定第五号	定置漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲江屋形島の地先	基点第1207号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び基点第1207号の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	基点第1207号 佐伯市蒲江大字蒲江浦3237番地1（屋形島後）の標識	イ 基点第1207号から166度18分440メートルの点 ロ 基点第1207号から146度24分507メートルの点 ハ 基点第1207号から150度11分578メートルの点 ニ 基点第1207号から179度3分517メートルの点 ホ 基点第1207号から177度20分431メートルの点 ヘ 基点第1207号から167度57分438メートルの点	船舶の航行を妨げてはならない。（以下定置漁業において同じ。）	佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪串浦	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで（以下定置漁業において同じ。）	定第五号
定第七号	定置漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲江浦深島の地先	基点第1245号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び基点第1245号の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	基点第1245号 佐伯市蒲江大字蒲江浦3245番地（深島東側・上の浜）の標識	イ 基点第1245号から58度28分326メートルの点 ロ 基点第1245号から34度45分400メートルの点 ハ 基点第1245号から40度53分448メートルの点 ニ 基点第1245号から84度42分390メートルの点 ホ 基点第1245号から91度07分334メートルの点 ヘ 基点第1245号から61度56分322メートルの点		佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪串浦		定第七号